

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和5年7月7日

分任契約担当官陸上自衛隊高知駐屯地

第419会計隊長 塩津 幸孝

1 工事概要

- (1) 工事名 高知（05）1号隊庁舎8階内部改修工事
- (2) 工事場所 高知県香南市香我美町上分3390 陸上自衛隊高知駐屯地
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
自習室・倉庫をトイレ、洗面所に改修、トイレ増設、娯楽室を居室化
- (4) 工期 令和5年12月22日まで。
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」又は「管工事」の中国四国防衛局に競争参加を希望していること。
会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級以上又は「管工事」に係る等級がC等級以上であること。
- (5) 平成18年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、「建築一式工事」又は「管工事」を施工した実績を有すること。
（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監

督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。) (旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。) の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は施工成績評定通知書の評定合計 (以下「評定合計」という。) が65点未満のものを除く。

また、実績が施工成績相互利用登録機関が発注した工事で施工成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、施工成績の評定合計が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関 (旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。) の発注した工事 (平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。) の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす主任技術者 (以下「主任技術者等」という。) を当該工事に兼任で配置できること。
 - ア 2級建築工事施工管理技師、2級管工事施工管理技師又は同等以上の資格を有する者
 - イ 平成18年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である (原則、着工から完成まで従事している。)なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関 (旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。) の発注した工事に係るものにあつては、評定合計が65点未満のものを除く。また、経験が施工成績相互利用登録機関が発注した工事で施工成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、施工成績の評定合計が65点未満のものを除く。
- (8) 競争参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) 及び競争参加資格確認資料 (以下「資料」という。) の提出期限の日から開札の時点までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」 (防整施 (事) 第150号。28. 3. 31) に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと (資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (10) 中国四国防衛局管轄区域内 (岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、愛媛県、徳島県及び高知県) の市町村に建築工事業の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒781-5451 高知県香南市香我美町上分3390

陸上自衛隊高知駐屯地第419会計隊

担当 井垣

TEL 0887-56-3471 (内線348)

FAX 0887-56-3475

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和5年7月7日から令和5年7月28日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時00分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 交付場所

(1)の担当部局において交付を行う。

郵送等を希望される場合は、実費負担とする。（着払いで送付）

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和5年7月28日（金）午後5時00分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和5年8月22日（火）午後5時00分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

日時 令和5年8月24日（木） 13時10分

場所 第419会計隊入札室

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金免除

(3) 契約保証金免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。契約金額が150万円を超える場合は、公共工事履行保証証券による（瑕疵担保特約（2年間）を付したものに限り）を付すものとする。この場合は保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の主任技術者等の変更を認めない。

- (7) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回っている場合は、低入札価格調査を行うので、協力しなければならない。
- (8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (9) 請負金額が300万円以上の場合、前払金保証証書の寄託を条件に、請負金額の10分の4以内の範囲内で前金払に応ずる。
- (10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。
- (11) 契約書作成の要否
要。
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。
- (13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (14) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。
(委任状様式3)
- (15) 詳細は、入札説明書による。

仕 書

1 工事名称 高知(05)1号隊庁舎8階内部改修工事
 2 工事工期 令和5年12月22日(金) ~ 令和5年10月2日(月) ~ 同年10月31日(火)を工期とする。
 3 契約締結日 令和5年12月22日(金)
 ※女性区画の工事については、令和5年10月2日(月) ~ 同年10月31日(火)を工期とする。
 4 作業場所 高知県香南市香我美町上分3390 陸上自衛隊高知駐屯地

工種	項目	数量	単位
仮設工事	墨出し・養生・整理清掃後片付け・内部仕上足場	52.2	m ²
	床ビニル材撤去	33.6	m ²
撤去工事	小上がり撤去(乾式2重床 FL+200)	1.0	式
	壁材撤去	46.4	m ²
建築工事	天井ボード(天井見切り、断熱材共)・軽量鉄骨天井地下撤去	1.0	式
	建具撤去(片開き戸、扉のみ)	2.0	箇所
	その他	1.0	式
	ビニル床シート張り 12.5mm(下地処理共)	13.8	m ²
	ビニル床材張り 12.0mm(下地処理共)	38.4	m ²
	軽量鉄骨壁下地・壁材撤去板張り	10.5	m ²
	壁ラミネ化化粧張り	50.4	m ²
	室内軽量鉄骨天井下地・天井化粧石膏ボード張り(断熱材共)	12.5	m ²
	軽量鋼製片開アジャスト戸新設(φ90mm×H2,000mm)	1.0	箇所
	トリップ新設(ポリウレタン樹脂 5アングル)	1.0	式
電気設備工事	その他	1.0	式
	蛍光灯器具撤去	11.0	個
	スイッチ・コンセント撤去	1.0	式
	その他	1.0	式
	照明器具新設(LEDパナライト×8・ダウライト×7)	15.0	個
電気工事	照明制御装置新設(換気扇連動)	3.0	個
	スイッチ×2・コンセント×13 新設	15.0	個
	漏電遮断機新設(分電盤加工共)	7.0	個
機械設備工事	その他	1.0	式
	天井換気扇撤去(天井埋込型)	1.0	台
	全熱交換ユニット撤去(天井埋込型)	1.0	台
	空調室内機撤去(壁掛)	1.0	台
配管工事	その他	1.0	式
	給水配管新設(SGP-VP25×11m、SGP-VP40×13m) 配管保温共	24.0	m
	排水・汚水配管新設(VP50・75・100A) 配管保温共	1.0	式
	その他	1.0	式
	洋式便器・温水洗浄便座新設	3.0	組
設備工事	洗面器・混合水栓・小型電気温水器	2.0	組
	天井換気扇新設(天井埋込型)	2.0	台
	既貫通(φ32mm×5、φ65mm×6、φ88mm×3、φ200mm×1) 防火区画貫通処理共	15.0	箇所
消防立会検査	その他	1.0	式
	消防用設備設置届出、現場立会検査等	1.0	式
産業廃棄物運搬処分	石膏ボード・コンクリート・廃アラミ	1.0	式

- 5 一般事項
- 本工事は、本仕様書、図面、次の関係法令等を遵守して実施すること。
 【国土交通省大臣官房営繕部監修 令和4年版】
 ・公共建築工事標準仕様書(建築・電気・機械)
 ・公共建築改修工事標準仕様書(建築・電気・機械)
 図面又は仕様書に不明な事項、また疑義が生じた場合は、監督官と協議し、仕様書等に記載なき事項でも技術上必要なものは受注者の責任において良心的に施工すること。
 (3) 本仕様書及び図面記載寸法は、標準寸法につき施工に際して細部を原寸確認し、各作業を実施すること。
 (4) 現場の納まり等で材料・取付工法の軽微な変更は監督官の指示により行うこと。なお、軽微な変更に伴う契約金額の変更はないものとする。
 (5) 本作業に使用する材料については、監督官の承認を得てから使用すること。規格・品質等が明示されていないものについては、監督官の承認を合致した物を使用すること。
 (6) 受注者は、作業に先立ち、監督官と協議のうえ、工程表を作成し監督官に提出すること。
 (7) 作業時間は08:15~17:00とし、時間外及び休日には作業を実施してはならない。日曜日祭日、祝日、土曜日及び特指指定した日は休日とする。ただし、事前に官側の許可を受けていればこの限りではない。
 (8) 作業現場の風紀、衛生、火災予防、盗難予防については必要な処置を施すとともに、常に諸材料の整理整頓、その他清掃を行い、受注者の責任において管理すること。
 (9) 作業完了後速やかに作業場所の清掃、後片付けを行い監督官の点検を受けのこと。
 (10) 本作業は受注者の責任において実施するものとし、作業に際し建物及び物品等を損傷させた場合は第3者等に損害を与えた場合には、監督官に報告のうえ受注者の責任において補償すること。
 (11) 受注者は火災保険等に加入し、証券の写しを監督官に提出すること。
 (12) 作業に際し、受注者は作業内容を作業関係者に十分掌握させるとともに、作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法及び安全点検を実施すること。
 (13) 作業中、異常があった際は、速やかに監督官へ報告すること。
 (14) 自衛隊施設からの電気・給水は原則として使用できないものとする。ただし、使用する場合は監督官と協議のうえ、メーター等を設置し監督官算定に基づき有償とする。
 (15) 工事で発生した廃棄物については、金属類その他の発生材に区分し、金属類は監督官の指示する場所に整理集積し発生材調書を添えて引き渡すこと。その他の発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令に基づき適正に処分すること。その際、建設廃棄物処理委託契約書の写し及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し(A~E票)を工事期間中に必ず提出すること。
- 6 特記事項
- 建築工事
 - 軽量鉄骨下地
 天井野縁の種類は19形、間隔は300程度とする。壁下地は65形、間隔は300程度とする。また開口部には開口補強、防錆処理を施した部材で施工すること。
 イ ラミネ化粧板、ビニル床シート、ビニル床材等は見本を提示し種類、色等を監督官と協議した後発注すること。
 - 壁塗装は、合成樹脂エポキシイソ塗料(EP)とする。塗装工程についてはB種とする。
 ウ ガーブル塗料は、合成樹脂塗料(SOP)とする。塗装工程についてはB種とする。

件名	高知(05)1号隊庁舎8階内部改修工事
種別	仕様書(1)
	高知駐屯地業務隊管理科
図番	1/22

仕 書

2) 電気工事

- ア 天井隠ぺい部分ケーブルは支持具等で支持し、直接天井及び機器に乗せないこと。
 - イ 壁隠ぺい部分ケーブルはPP管を施すこと。
 - ウ 露出部分ケーブルはクビレ型を施すこと。
 - エ 分電盤等及び各ボックス内の配線には、行き先表示札を取り付けけること。
- (3) 機械設備工事
- ア 給水配管、排水配管の保温はガラスウール保温材(120・25mm)アクリル樹脂粘着テープを施すこと。
 - イ 壁及び床貫通穴は防火区画貫通処理を施すこと。
- (4) 各種試験・検査
- ア 給水配管は敷設後規定の圧力で水圧試験を実施すること。
 - イ 排水配管は衛生器具等の取付後、満水試験をそれぞれ規定の保持時間で実施すること。
 - ウ 消防用設備設置届出及び消防立会検査を実施する。
- (5) 使用材料は、下表のとおり及び同等品以上とする。また、事前に承認図又はカタログ及び色見本等を提出し、監督官に承認を得てから準備すること。

ア 建築工事

品名	名称・規格	備	考
天井	化粧石膏ボード 断熱板 24k t50mm	t9.5mm×455mm×910mm	JIS A 6901
内 壁	珪藻土化粧板 下張り	セラール t3.0mm ケイ酸カルシウム板 t6.0mm	7ヶ工業(株)同等品 JIS A 5430
ビニル床タイル	複層ビニル床タイル	t2.0mm	JIS A 5705
ビニル床シート	抗菌防滑形	t2.5mm	JIS A 5705
タカ中木	H100mm	t2.0mm NLS100J 600mm角7/8製	7ヶ工業(株)同等品
天井点検口	天井下地19形	壁下地65形	JIS A 6517
軽量鉄骨下地	建具表参照		
軽量鋼製片開き戸	パネーゴア	珪藻土合板 笠木、中木3ヶ工業製	JIS A 6517
トイブース			JIS A 6517

イ 電気設備工事

品名	名称・規格	備	考
電気配線	600Vホリエンソ絶縁耐熱性ホリエンソケーブル (BM-BEF)		JIS C 3605
漏電遮断器	2P50AF/20AT (BKF 22032L)		Panasonic同等品 公共施設型番
照明器具	パナソニック (LRS3-4-48) ダウンライト (XND1563W LE9)		
スイッチ類	人感センサー (WTK29318・FSK90701)		Panasonic同等品
パナソニック	人感センサー 手動スイッチ (WTC5820WK)		
パナソニック	電気式パナソニック (NZS-1500)		併用センサー同等品

ウ 機械設備工事

品名	名称・規格	備	考
給水配管	水道用硬質塩化ビニルパイプ鋼管 (SGP-VB)		JWWA K 116
排水・汚水配管	硬質塩化ビニル管 (VP)		JIS K 6741
衛生設備	洋式便器 (YBC-Z30H) タカ (YDT-Z380H・DT-Z350H) 温水洗浄便座 (CW-KB32) 鏡 (MH-45INF1) 紙巻器 (CF-63HST) 手摺 (KF-S10 (600)) 混合水栓 (LF-EF340SIC) 水石けん供給栓 (KF-24ELM) 手洗い器 (DM-60INT7S (2500) BP-1・DM-60INAS (1000) BP-1) 小型電気温水器 (BHPN-F6N5) ダクト用換気扇 (VD-15ZC13)		LIXIL同等品 三菱同等品
給水・給湯設備			
換気設備			

7 本工事での提出書類は下記のとおりとし、期限までに必ず提出すること。

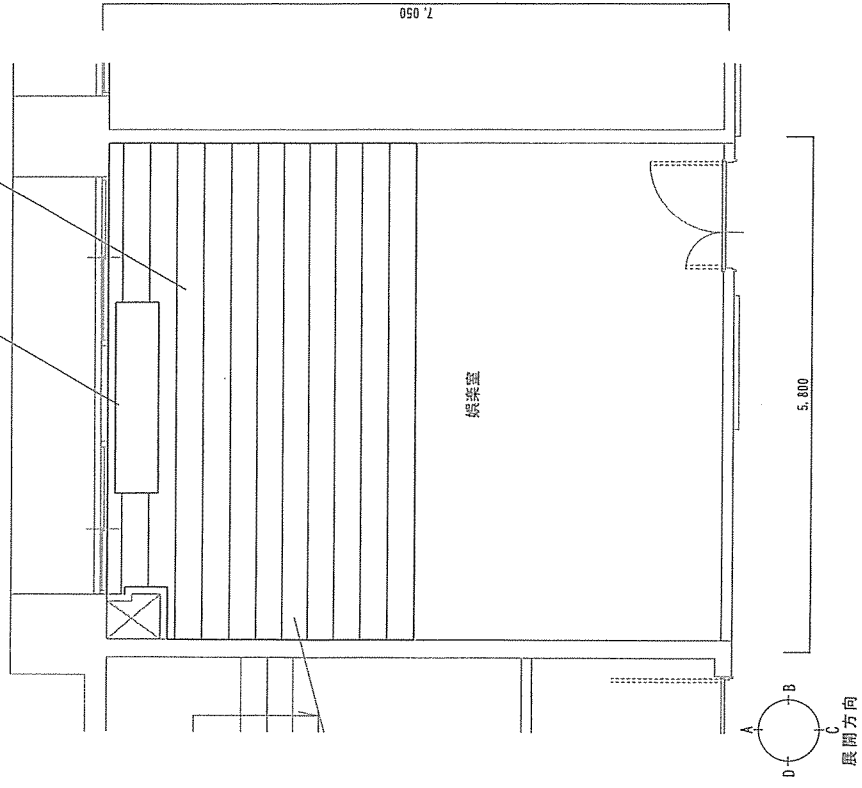
- (1) 現場代理人等通知書 (契約後すみやかに)
 - (2) 現場代理人略歴書 (契約後すみやかに)
 - (3) 下請負者等通知書 (設定後すみやかに)
 - (4) 工程表 (契約後すみやかに)
 - (5) 工事着工届 (着工前)
 - (6) 完成通知書 (完了後すみやかに)
 - (7) 施工体制台帳 (着工前)
 - (8) 出荷証明書 (完了後すみやかに)
 - (9) 工事写真 (完了後すみやかに)
 - (10) その他監督官が指示するもの。
- ※写真については、各工程ごと(着工前・施工中・完了後)及び指示する箇所を撮影し、写真帳に整理し提出すること。

8 完成検査

本工事の完成検査は、工事竣工後検査官が検査を実施する。
手直しが生じた場合速やかに手直しを実施し、再度検査を実施する。

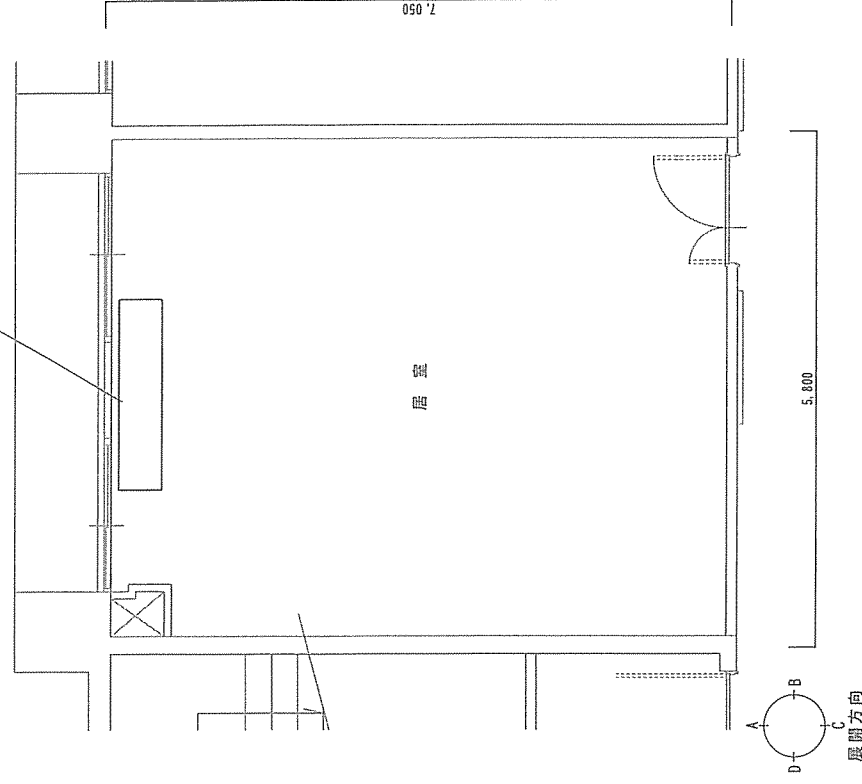
エアコン・クハ FCU-8撤去・再取付
配管切断共 20A×3箇所 L=600mm

小上がり撤去 (乾式2重床) FL+200

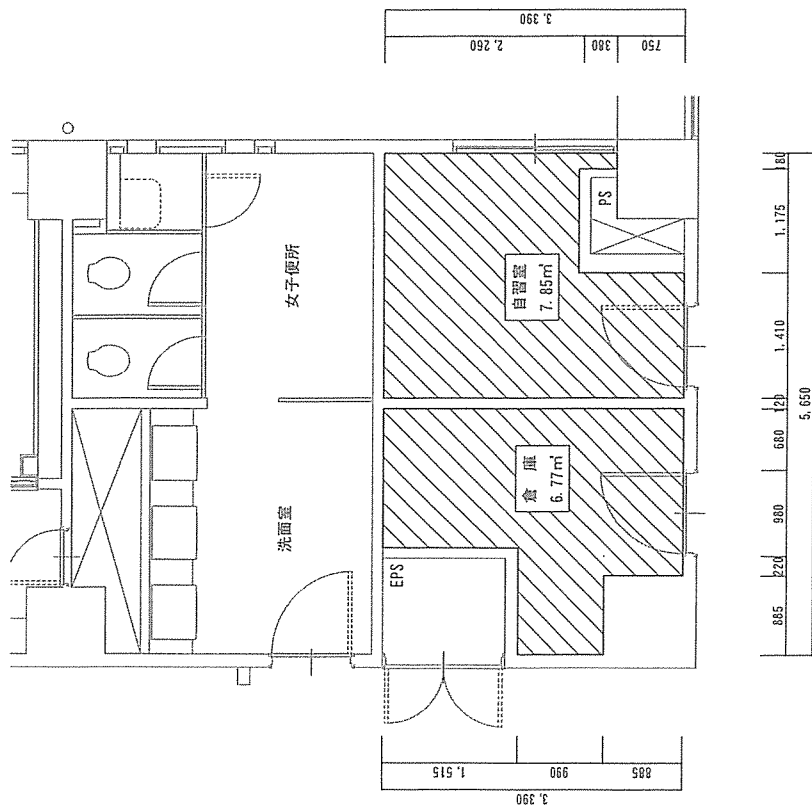


娯楽室 (改修前) S=1/60

エアコン・クハ FCU-8撤去・再取付
配管切断共 20A×3箇所 L=600mm



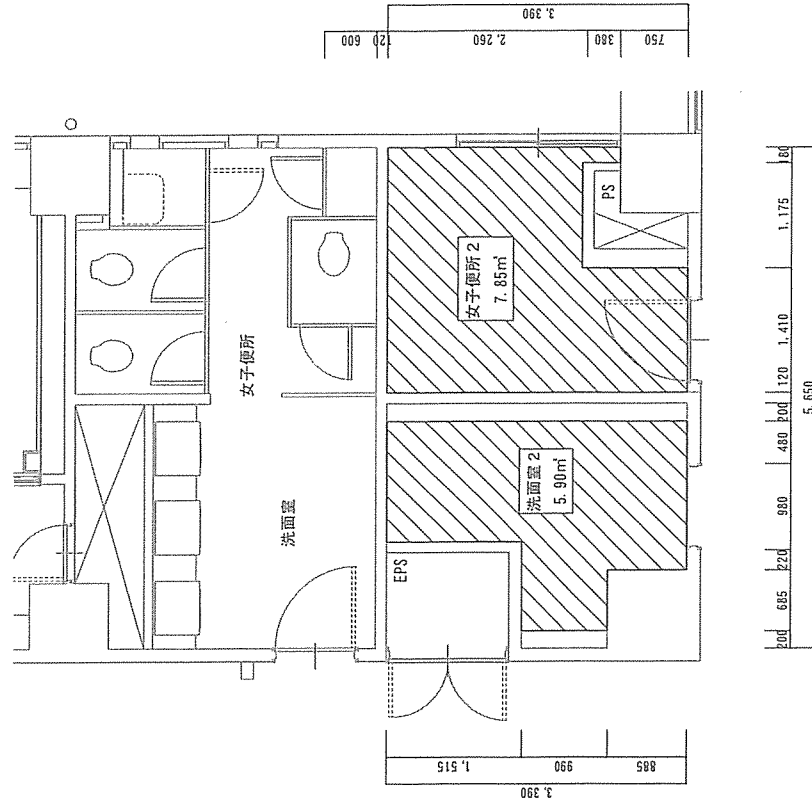
居室 (改修後) S=1/60



倉庫・自習室 (改修前) S=1/60

凡例

種別	記号	項目	数量
撤去		ビニル床外 t2.0mm	14.62㎡



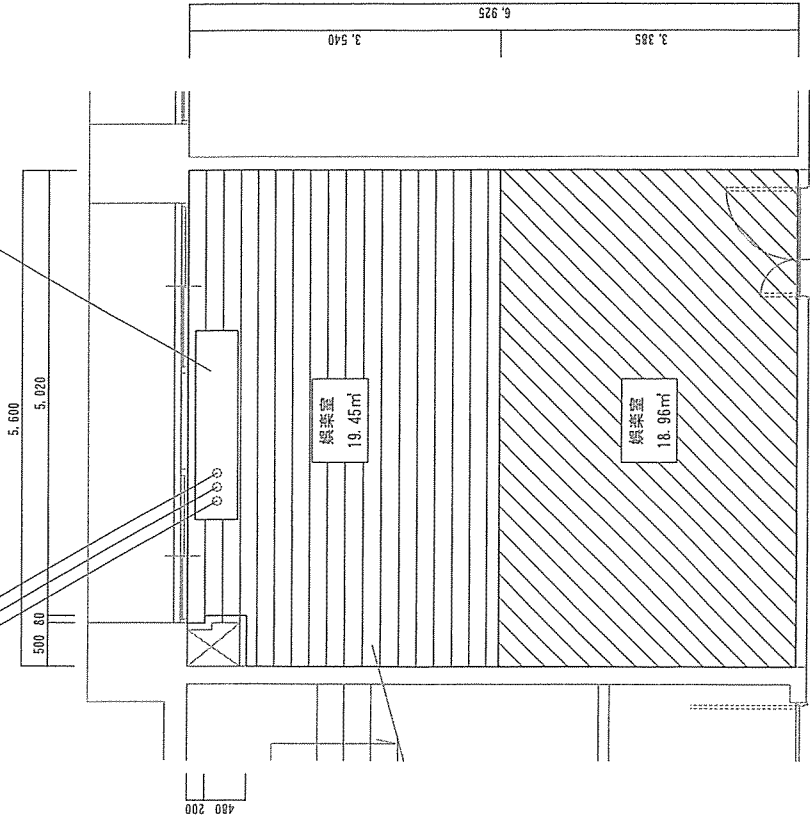
洗面室2・女子便所2 (改修後) S=1/60

凡例

種別	記号	項目	数量
新設		防滑ビニル床 t2.5mm 地下調整共	13.75㎡

エアコン・カ- FCU-8撤去・再取付

配管切断 20A×3箇所 L=600mm

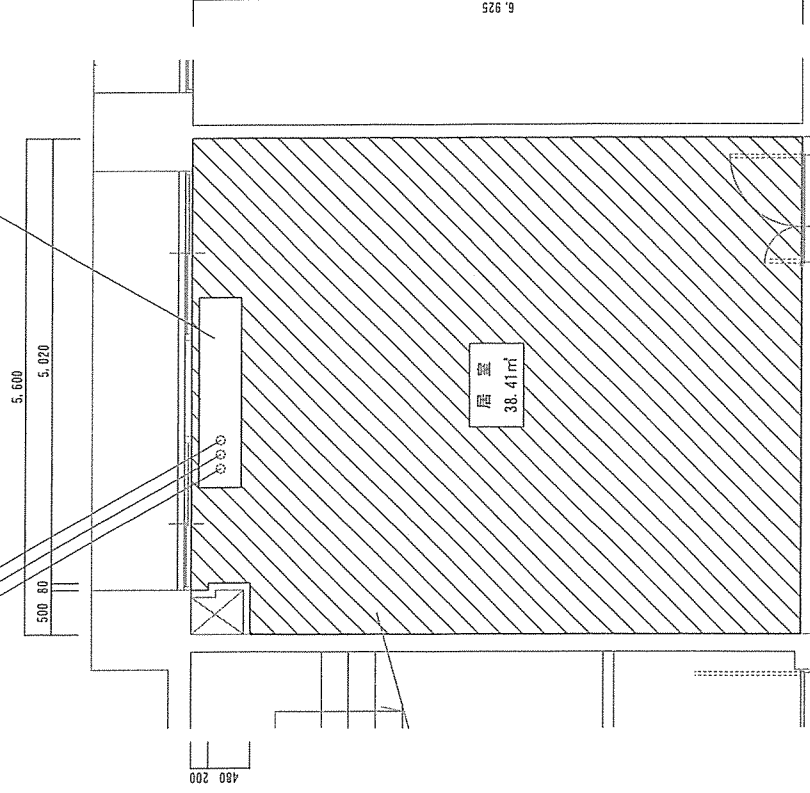


娯楽室 (改修前) S=1/60

凡例	種別	記号	項目	数量
	撤去		ビニル床外張り t2.0mm	18.96㎡
	撤去		乾式二重床 FL±200mm 天然化粧合板 t12.0mm	19.45㎡

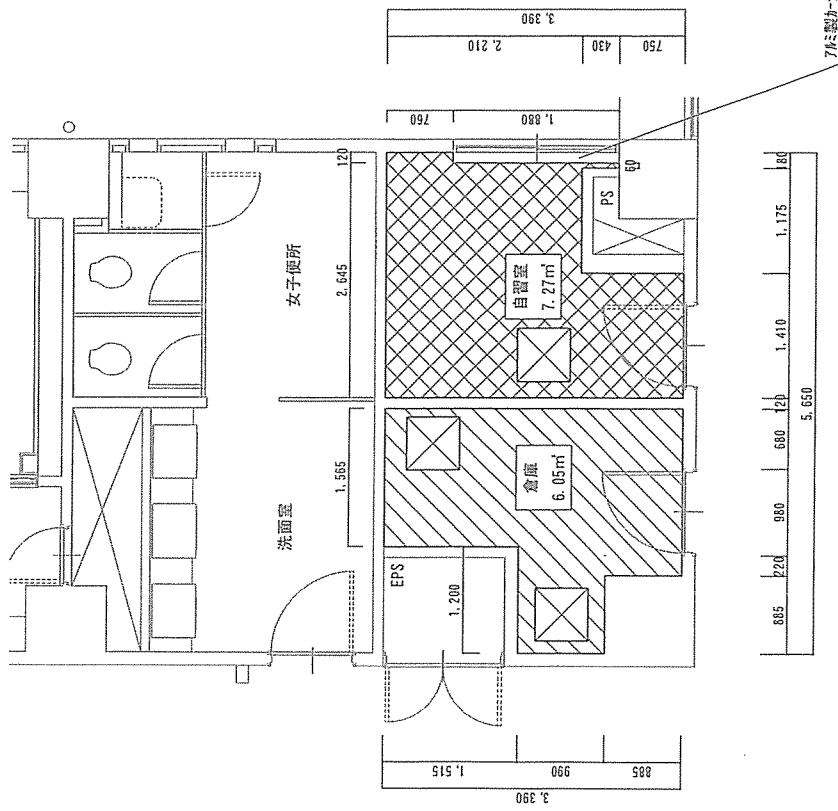
エアコン・カ- FCU-8撤去・再取付

配管切断 20A×3箇所 L=600mm



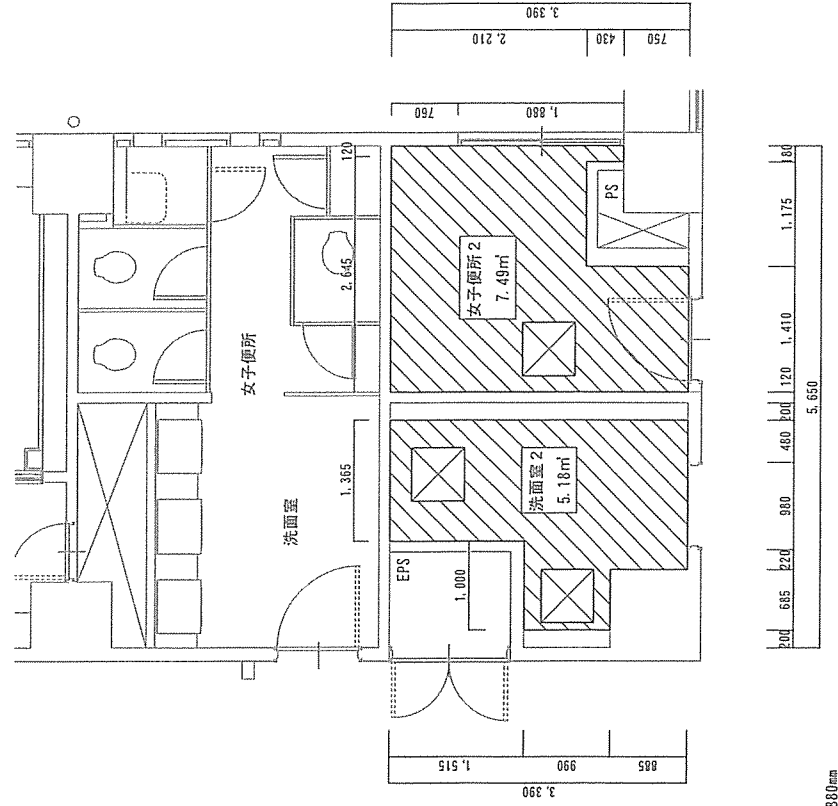
居室 (改修後) S=1/60

凡例	種別	記号	項目	数量
	新設		ビニル床外張り t2.0mm 下地調整共	38.41㎡



倉庫・自習室 (改修前) S=1/60

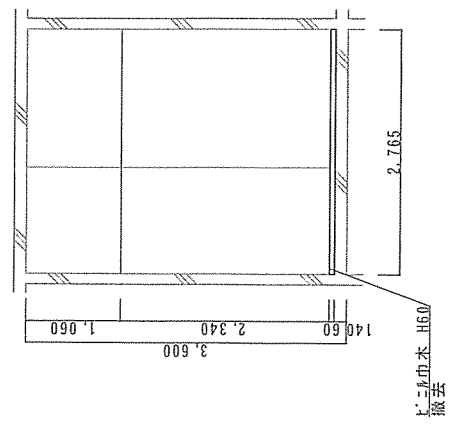
凡例	種別	記号	項目	数量
	撤去		化粧石膏ボード 19.5mm 軽量鉄骨天井下地共	6.05㎡
	撤去		化粧石膏ボード 19.5mm 断熱材 150mm 軽量鉄骨天井下地共	7.27㎡
	撤去		天井点検口 600角	3箇所



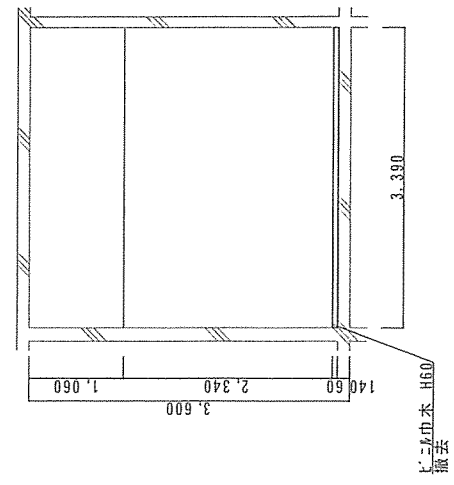
洗面室 2・女子便所 2 (改修後) S=1/60

凡例	種別	記号	項目	数量
	新設		化粧石膏ボード 19.5mm 断熱材 150mm 軽量鉄骨天井下地共	12.45㎡
	新設		天井点検口 600角	3箇所

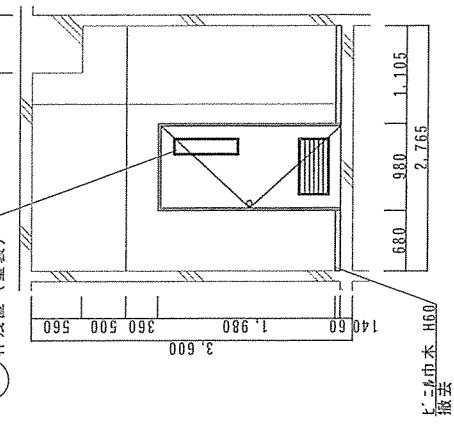
SD 建築撤去1箇所
付数量(巻数)



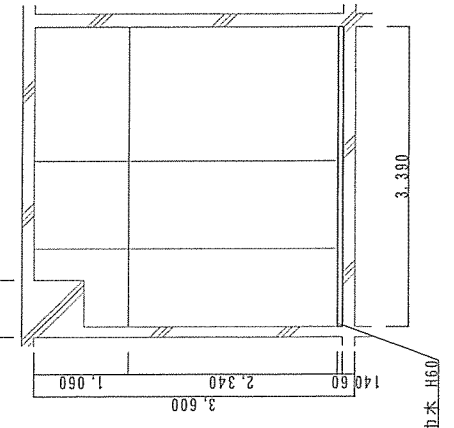
A面展開図 (改修前) 1:60



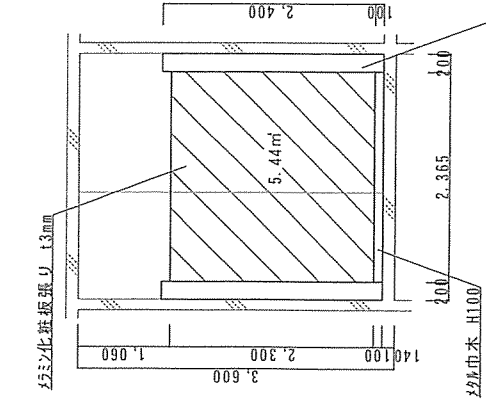
B面展開図 (改修前) 1:60



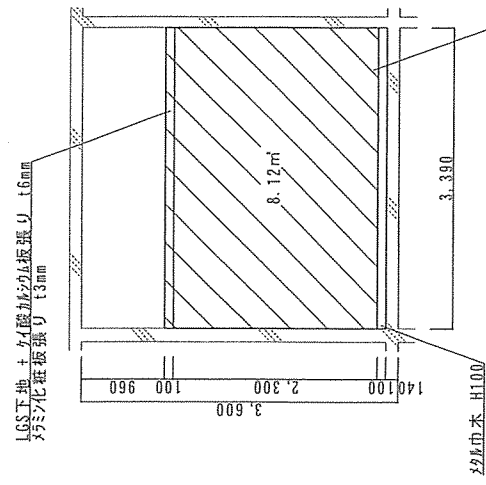
C面展開図 (改修前) 1:60



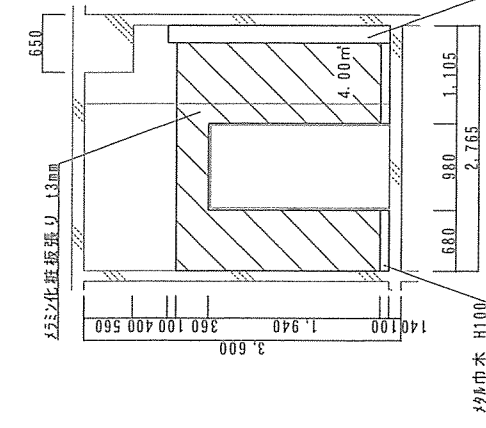
D面展開図 (改修前) 1:60



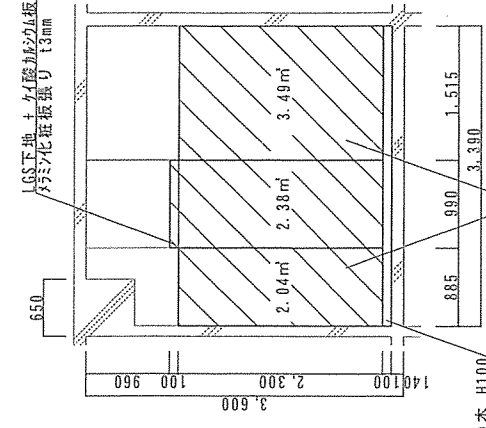
A面展開図 (改修後) 1:60



B面展開図 (改修後) 1:60



C面展開図 (改修後) 1:60



D面展開図 (改修後) 1:60

仕上表

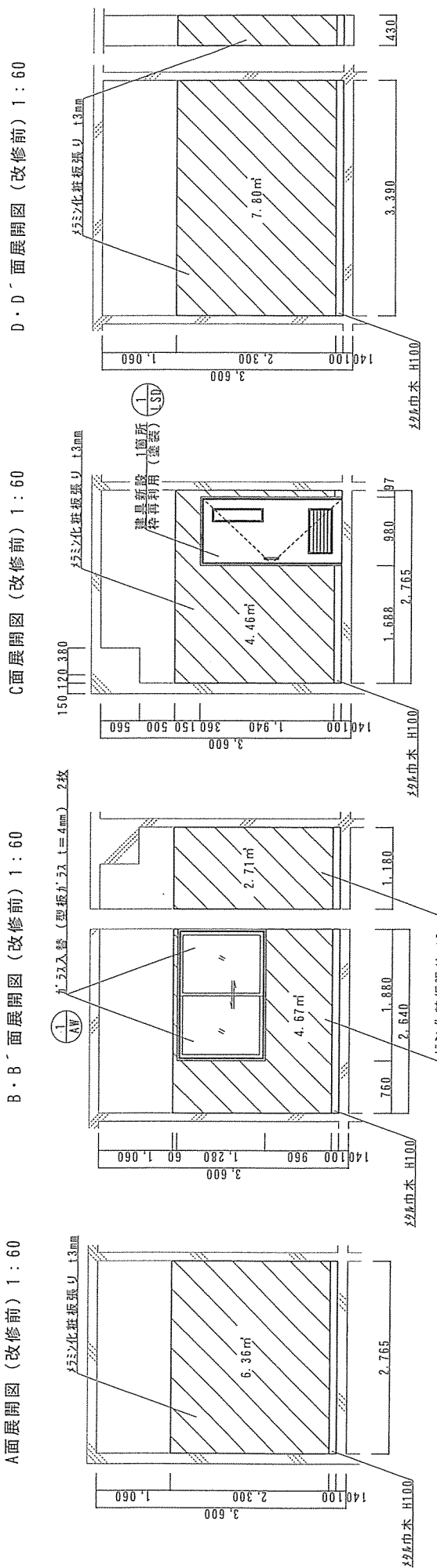
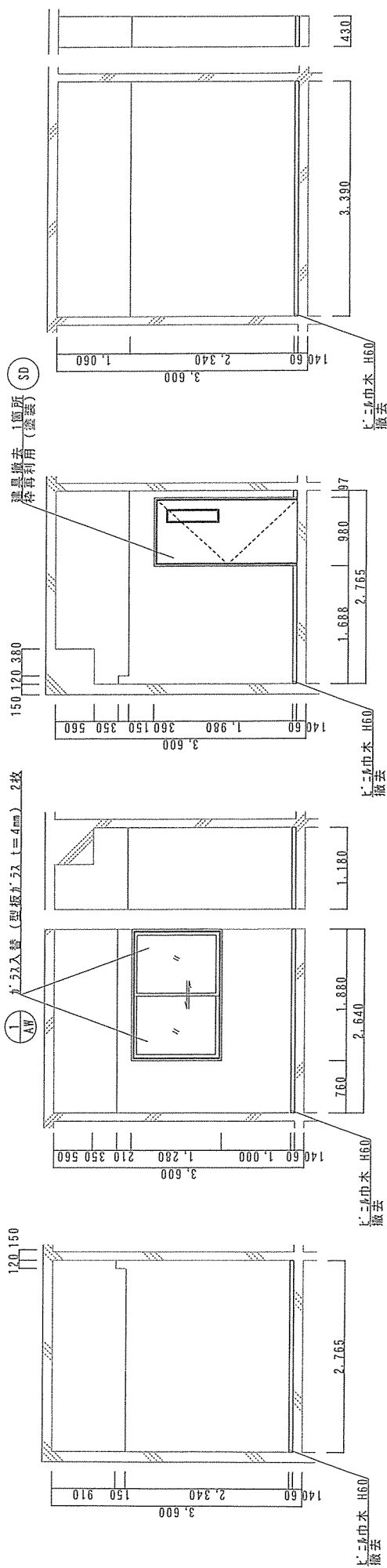
種別	室名	床	壁	天井	天井高	備考
改修前	倉庫	下地 コクリ-1面均し仕上げ	コクリ-1打放し仕上げ(B種)	軽量鉄骨天井下地	2,400	建築撤去 1箇所 他
		仕上 ビニル床 t.2.0mm	EP塗	化粧石膏ボード張り t.9.5mm		
改修後	洗面所 2	下地 コクリ-1面均し仕上げ(下地調整)	コクリ-1打放し仕上げ(B種)	軽量鉄骨天井下地	2,400	洗面台新設 2組 他
		仕上 ビニル床-1張り t.2.5mm	LGS下地+ウレタンフォーム板張り t.3.0mm ウレタンフォーム板張り t.3.0mm	化粧石膏ボード張り t.9.5mm		

※1 床と壁との取り合いは、入隅出隅共ジョイントとする。 ※2 天井と壁との取り合いは、天井見切り縁とする。

陸上自衛隊高知駐屯地

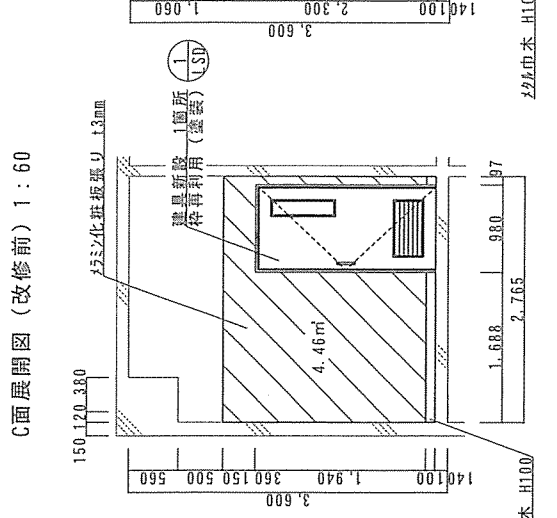
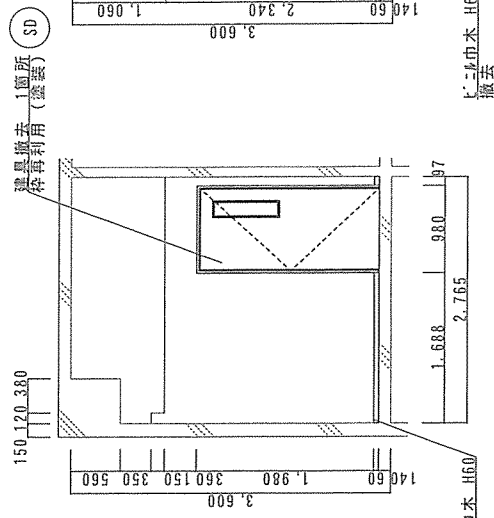
高知(05)1号隊庁舎8階内部改修工事

展開図(改修前・改修後)



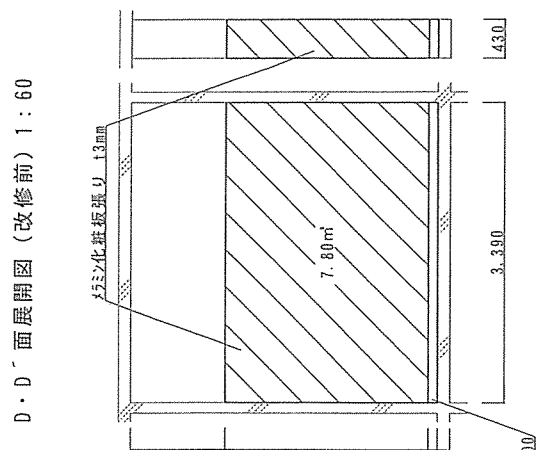
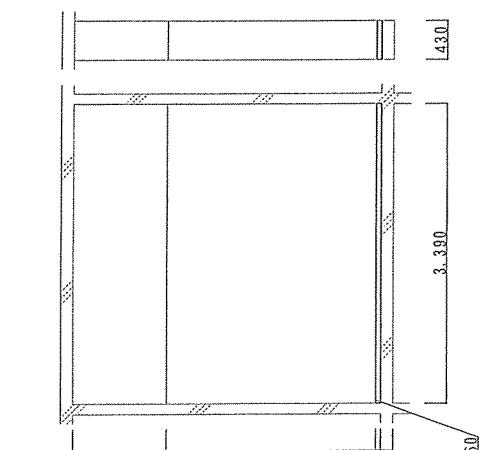
A面展開図 (改修前) 1:60

A面展開図 (改修後) 1:60



C面展開図 (改修前) 1:60

C面展開図 (改修後) 1:60



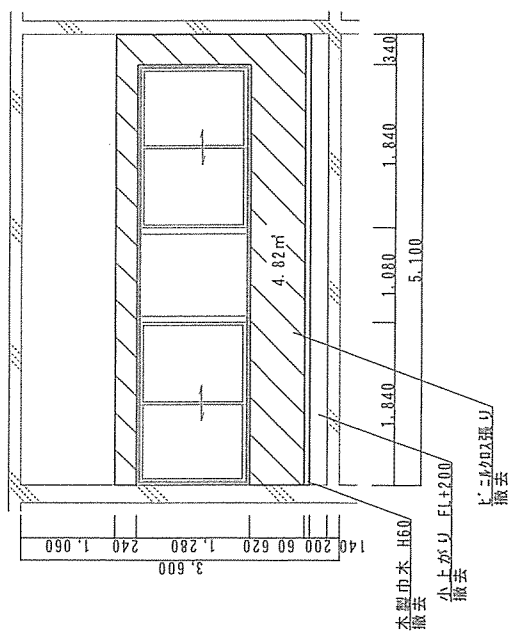
D・D'面展開図 (改修前) 1:60

D・D'面展開図 (改修後) 1:60

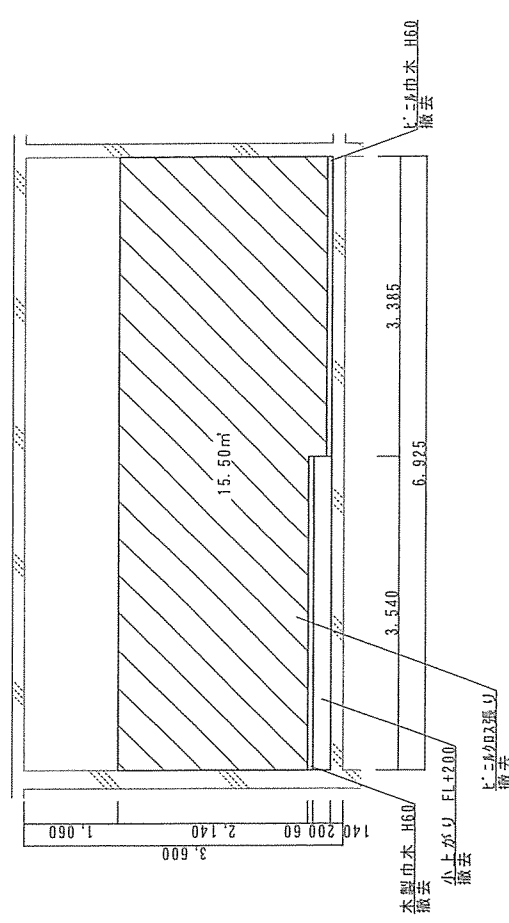
種別	壁名	床	壁	天井	天井高	備考
改修前	下地 自習室	コケリ+直均し仕上げ	コケリ+打放し仕上げ(B種) EP塗	軽量鉄骨天井下地 化粧石膏ボード張り t9.5mm	2,400	空調機撤去 1台 他
改修後	女子便所 2	下地 仕上 コケリ+直均し仕上げ (下地調整) 仕上 ビニル床 t2.5mm	コケリ+打放し仕上げ(B種) 不燃化粧板張り t3.0mm	軽量鉄骨天井下地 化粧石膏ボード張り t9.5mm	2,400	大便器新設 2箇所 他

※1 ポートと壁との取り合いは、入隅出隅共ヨリ付けとする。 ※2 天井と壁との取り合いは、天井見切り線とする。

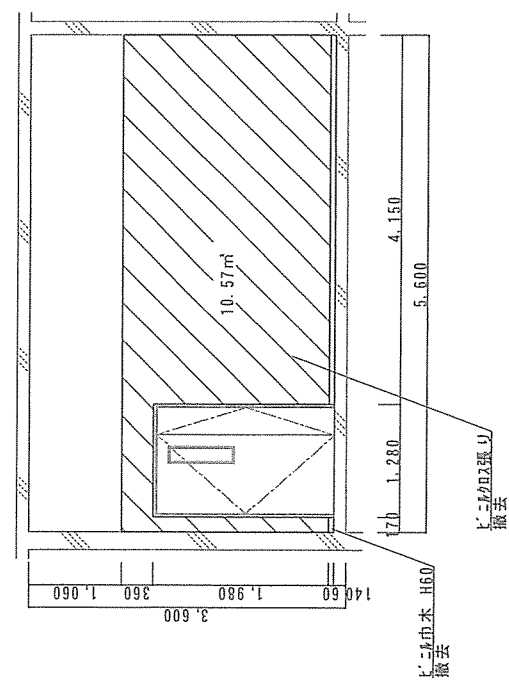
陸上自衛隊高知駐屯地 高知(05)1号隊庁舎8階内部改修工事 展開図(改修前・改修後) 10/22



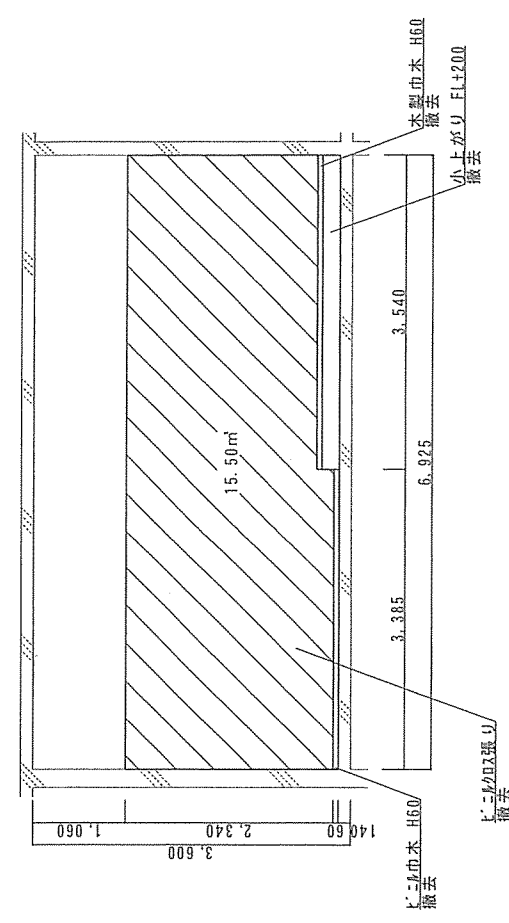
A面展開図 (改修前) 1 : 60



B面展開図 (改修前) 1 : 60



C面展開図 (改修前) 1 : 60



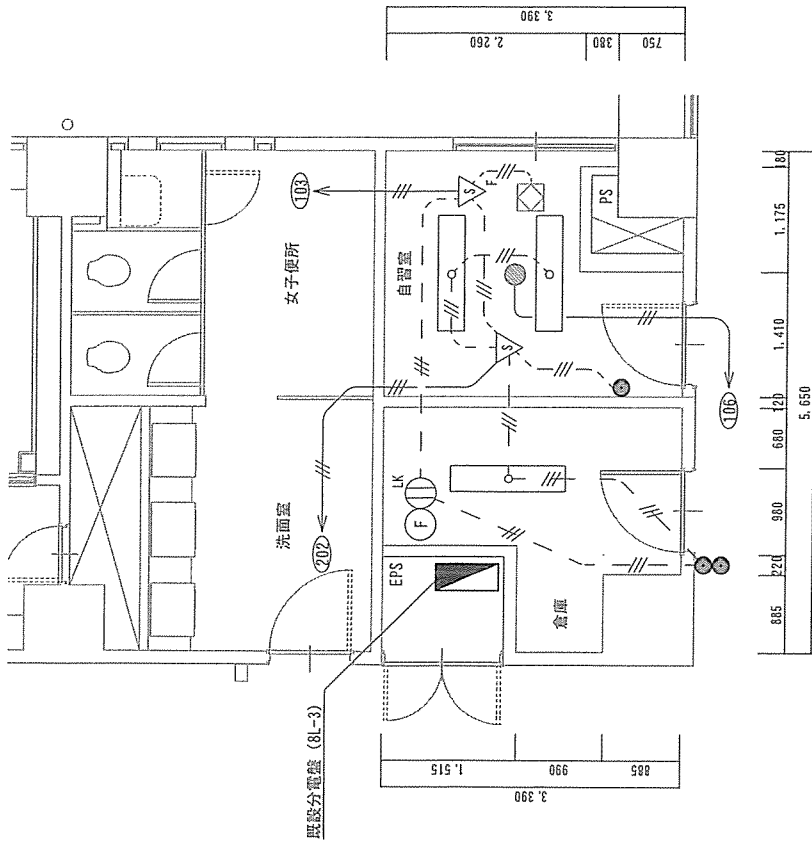
D面展開図 (改修前) 1 : 60

仕上表

種別	室名	床	壁	天井	天井高	備考
改修前	娯楽室	下地	LGS下地+石膏ボード張り t12.5mm	軽量鉄骨天井下地	2.200	小上がり撤去 19.45㎡ 他
		仕上				

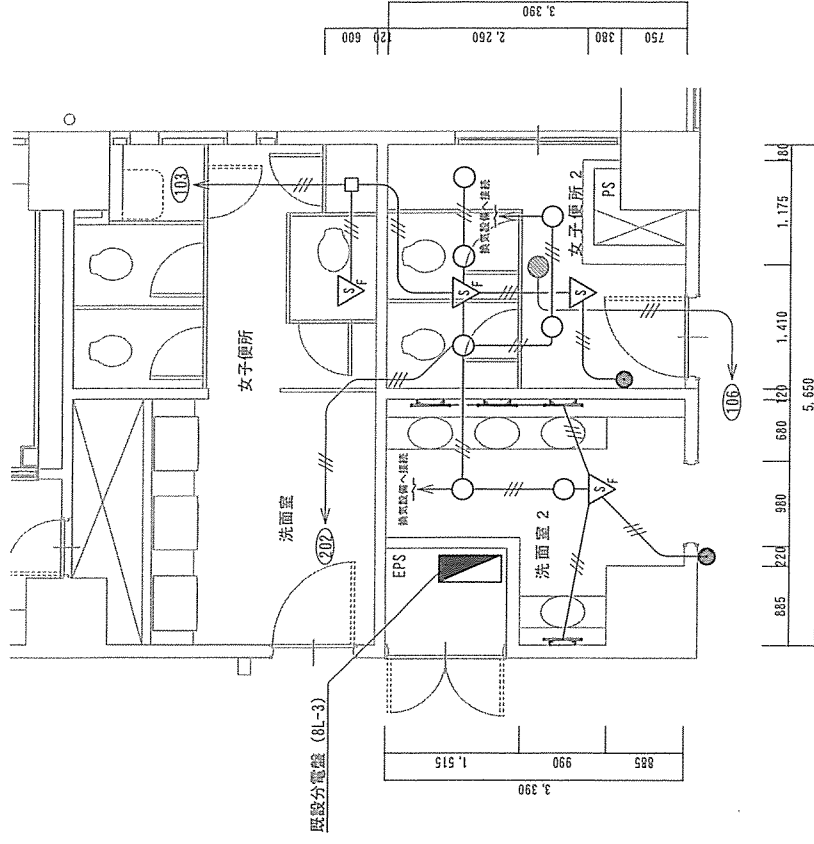
建具表・詳細図		トイレブース (TB-1)		トイレブース (TB-2)	
符号・名称	位置	符号・名称	位置	符号・名称	位置
女子便所	女子便所	女子便所	女子便所	女子便所	女子便所
形状及び寸法		形状及び寸法			
数量	1	数量	1	数量	40
材質及び仕上げ	ペーパーコア メラミン合板	材質及び仕上げ	ペーパーコア メラミン合板	材質及び仕上げ	ペーパーコア メラミン合板
硝子	笠木、巾木、ステンレス製	硝子	笠木、巾木、ステンレス製	硝子	笠木、巾木、ステンレス製
建具金物・その他	メーカー標準仕様とする。 コマニー (CB Basic series) 同等品	建具金物・その他	メーカー標準仕様とする。 コマニー (CB Basic series) 同等品	建具金物・その他	メーカー標準仕様とする。 コマニー (CB Basic series) 同等品
建具表		天井点検口詳細図		取合い詳細図	
符号・名称	取合い	符号・名称	天井点検口	符号・名称	取合い
位置	女子便所 2	位置	女子便所 2	位置	女子便所 2
形状及び寸法		形状及び寸法		形状及び寸法	
数量	2	数量	1	数量	1
材質及び仕上げ	取合い	材質及び仕上げ	取合い	材質及び仕上げ	取合い
硝子	取合い	硝子	取合い	硝子	取合い
建具金物・その他	取合い	建具金物・その他	取合い	建具金物・その他	取合い
陸上自衛隊高知駐屯地		高知 (05) 1号隊庁舎 8階内部改修工事		高知 (05) 1号隊庁舎 8階内部改修工事	
13/22		13/22		13/22	

建具表・詳細図



凡例

種別	記号	項目	数量	種別	記号	項目	数量
撤去	○	照明器具 埋込型蛍光灯 (HF32W×2灯)	3台	撤去	—/—/—	電源ケーブル (L=18, 120mm)	18.2m
撤去	△	人感センサー付	2個	再利用	—/—/—	電源ケーブル	
撤去	●	センサー	3個	再利用	●	非常用照明器具 (撤去・再取付) 白熱灯・HID灯 (突電機回路)	1台
撤去	Ⓚ	撤去コネクタ (2P15A×1 抜け止め形)	1個				

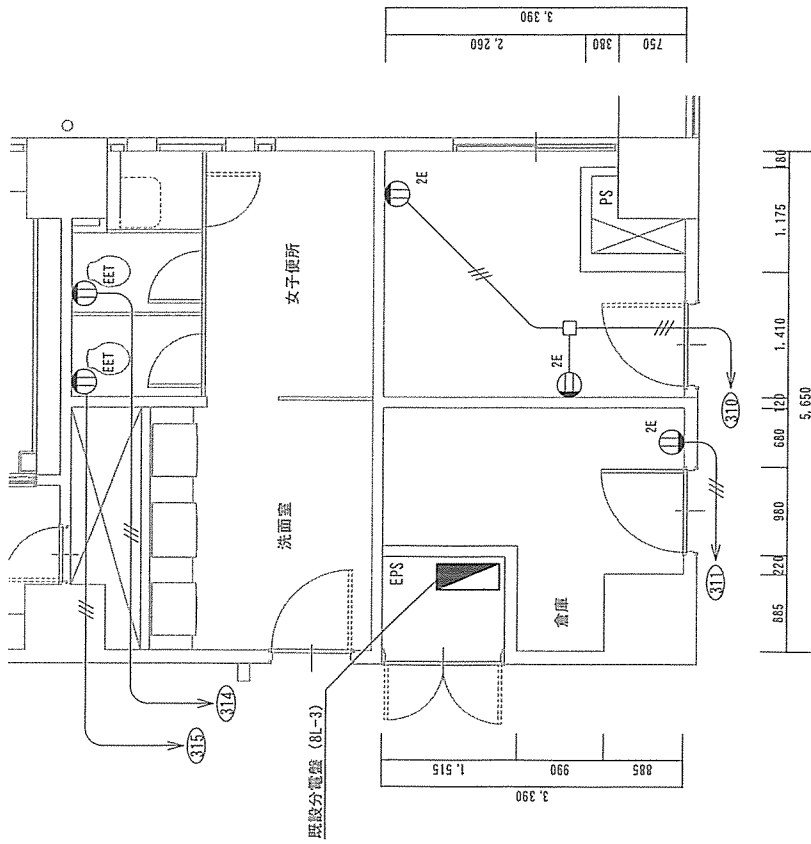


凡例

種別	記号	項目	数量	種別	記号	項目	数量
新設	○	照明器具 (同等品) Pana XND1563W LE9 (電源ユニット共)	7台	新設	—/—/—	電源ケーブル (L=19, 570mm) EM-EEF2.0-3C (天井隠ぺい)	19.6m
新設	△	人感センサー付 (同等品) Pana FS90701	1個	新設	□	70Wワットレス 中四角 浅型 D44mm	1個
新設	△	人感センサー付 (同等品) Pana WTK28318	3個	再利用	—/—/—	電源ケーブル	
新設	●	手動切替センサー (同等品) FL+1, 300 Pana WTC5820W	2個	再利用	●	非常用照明器具 (撤去・再取付) 白熱灯・HID灯 (突電機回路)	1台

※天井隠ぺい部分ケーブルは支持具等で支持し、直接天井及び機器に乗せないこと
 ※壁隠ぺい部分ケーブルはP管を施すこと
 ※立下り部分ケーブルは均等-M型を施すこと

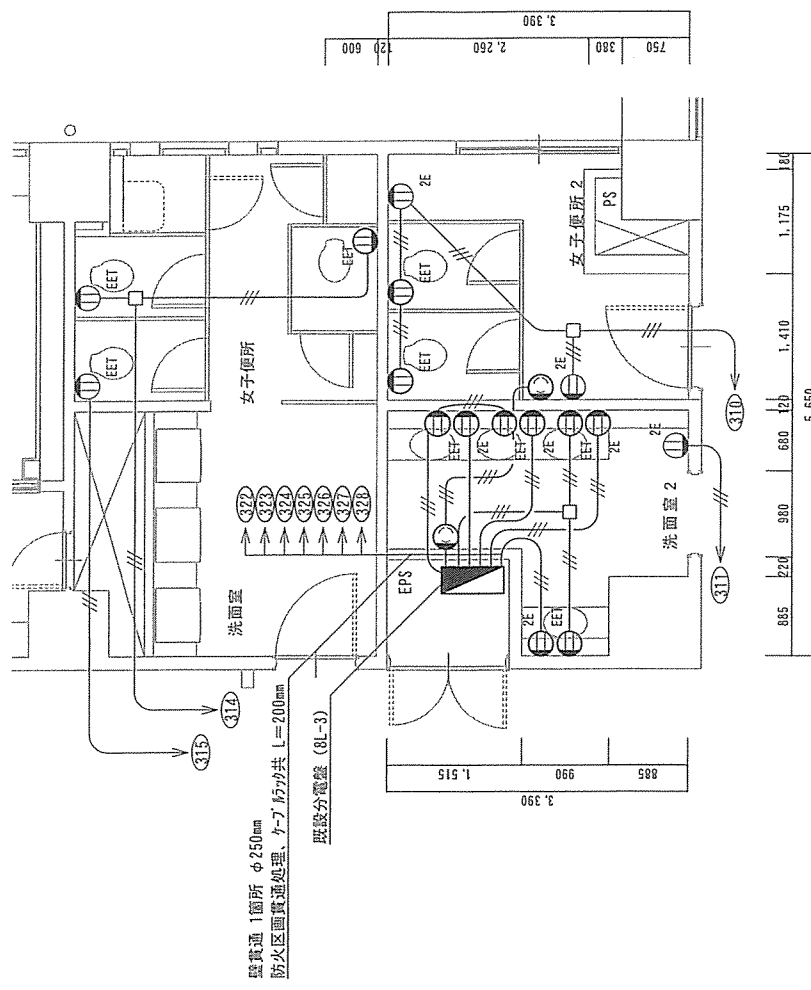
倉庫・女子便所・自習室 (改修前) S=1/60
 洗面室2・女子便所2 (改修後) S=1/60



凡例

種別	記号	項目	数量
再利用	2E	壁付コンセント 2P15A×2 接地極付	
再利用	EET	壁付コンセント 2P15A×1 接地極・接地端子付	
再利用	---	電源ケーブル	

倉庫・女子便所・自習室 (改修前) S=1/60

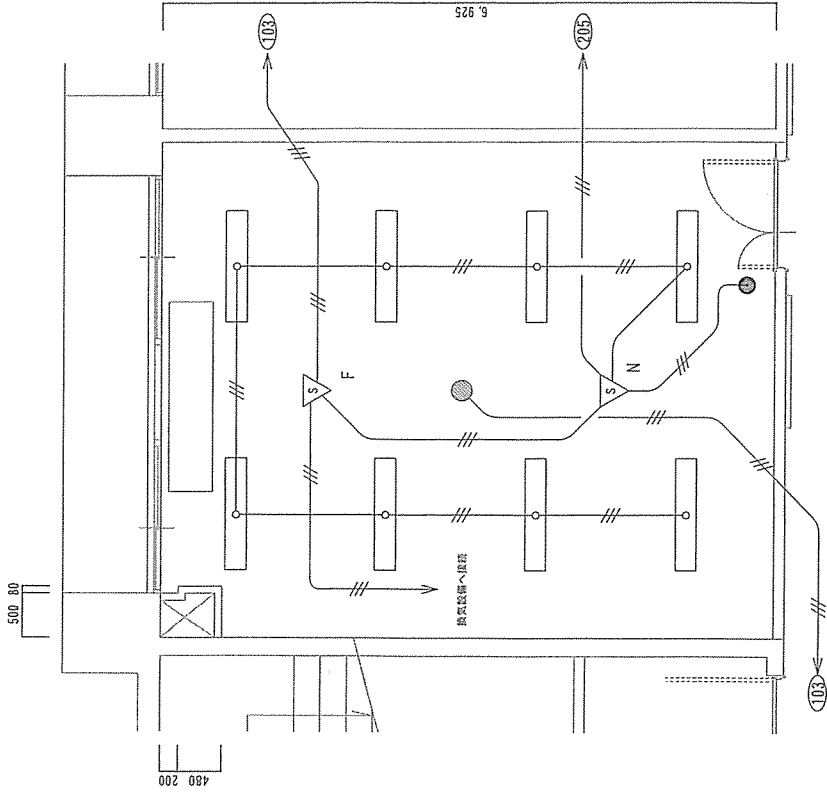


凡例

種別	記号	項目	数量	種別	記号	項目	数量
新設	2E	壁付コンセント FL+1,000 2P15A×2 接地極付	4個	新設	---	電源ケーブル (L=10,500mm) EM-EEF2, 0-3C (立下り)	10.5m
新設	EET	壁付コンセント FL+300 2P15A×1 接地極・接地端子付	7個	新設	□	7分角継ぎ足 中西角 浅型 D44mm	2個
新設	---	壁付引掛コンセント FL+300 2P15A×1 接地極・接地端子付	2個	再利用	2E	壁付コンセント 2P15A×2 接地極付	
新設	---	電源ケーブル (L=24,340mm) EM-EEF2, 0-3C (天井隠べい)	24.3m	再利用	EET	壁付コンセント 2P15A×1 接地極・接地端子付	
新設	---	電源ケーブル (L=14,800mm) EM-EEF2, 0-3C (壁隠べい)	14.8m	再利用	---	電源ケーブル	

※天井隠べい部分ケーブルは支持具等で支持し、直接天井及び機器に接しないこと
 ※壁隠べい部分ケーブルはP管を施すこと
 ※立下り部分ケーブルは分岐一軸型を施すこと

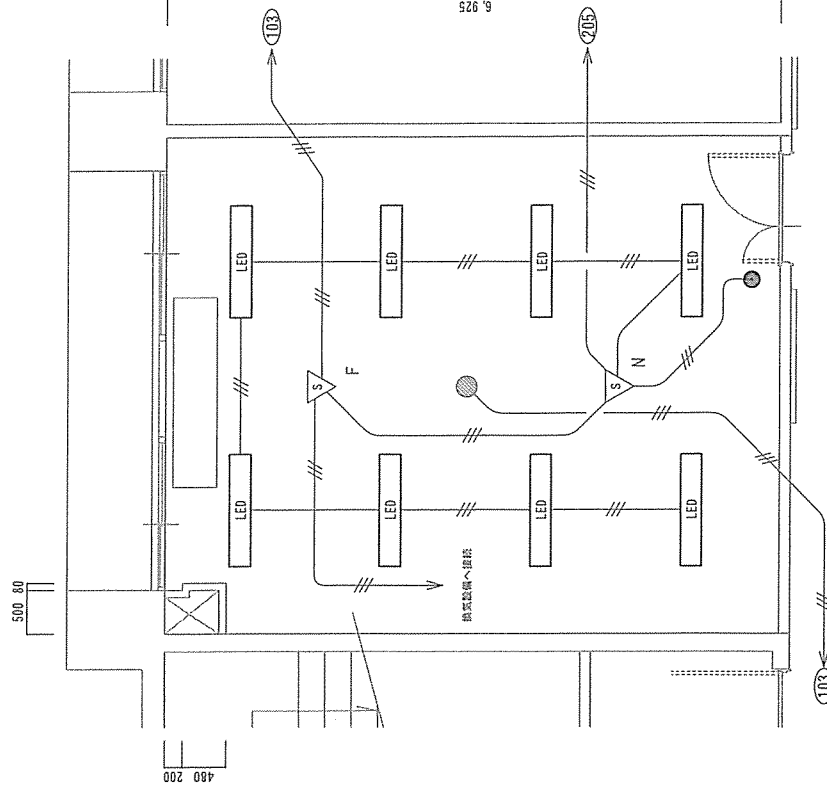
洗面室 2・女子便所・女子便所 2 (改修後) S=1/60



凡例

種別	記号	項目	数量	種別	記号	項目	数量
撤去	○	照明器具 埋込型蛍光灯 (HF32W×2灯)	8台	再利用	—//—	電源ケーブル	
再利用	△ F, N	人感センサー付					
再利用	●	スイッチ					
再利用	●	非常用照明器具 (撤去・再取付) 白熱灯・HID灯 (発電機回路)					

娯楽室 (改修前) S=1/60

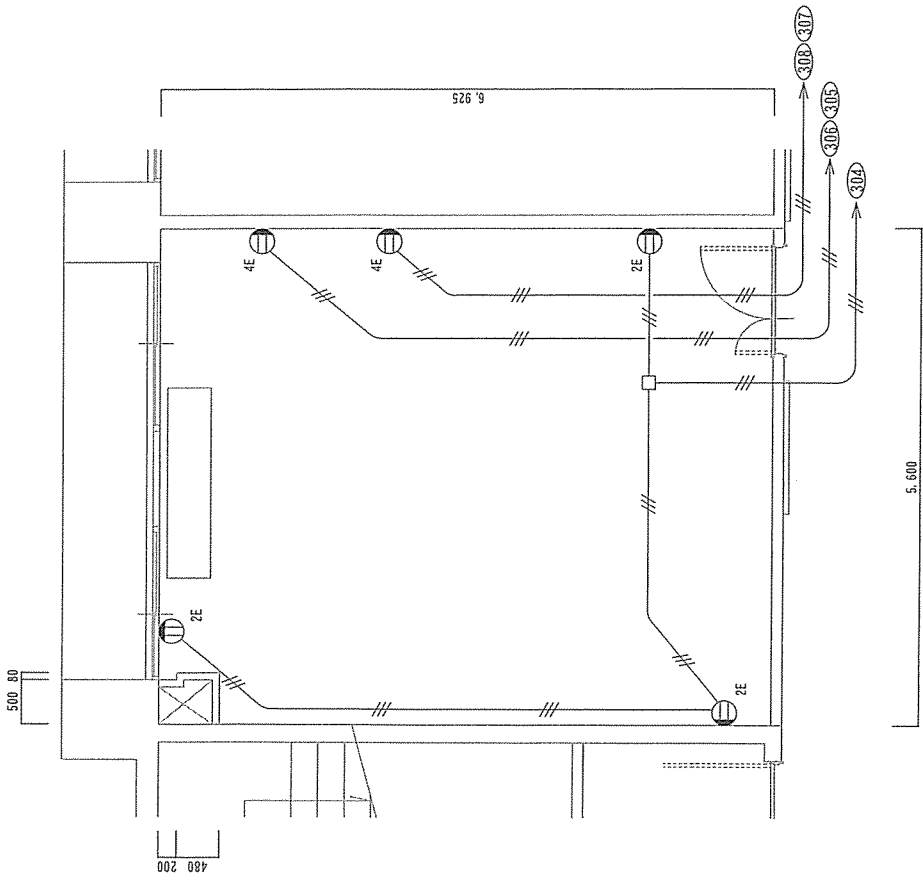


凡例

種別	記号	項目	数量	種別	記号	項目	数量
新設	□	埋込型LED照明器具 (同等品) Pana XLX450UPNT LE9 (7'x4'付)	8台	再利用	—//—	電源ケーブル	
再利用	△ F, N	人感センサー付					
再利用	●	スイッチ					
再利用	●	非常用照明器具 (撤去・再取付) 白熱灯・HID灯 (発電機回路)					

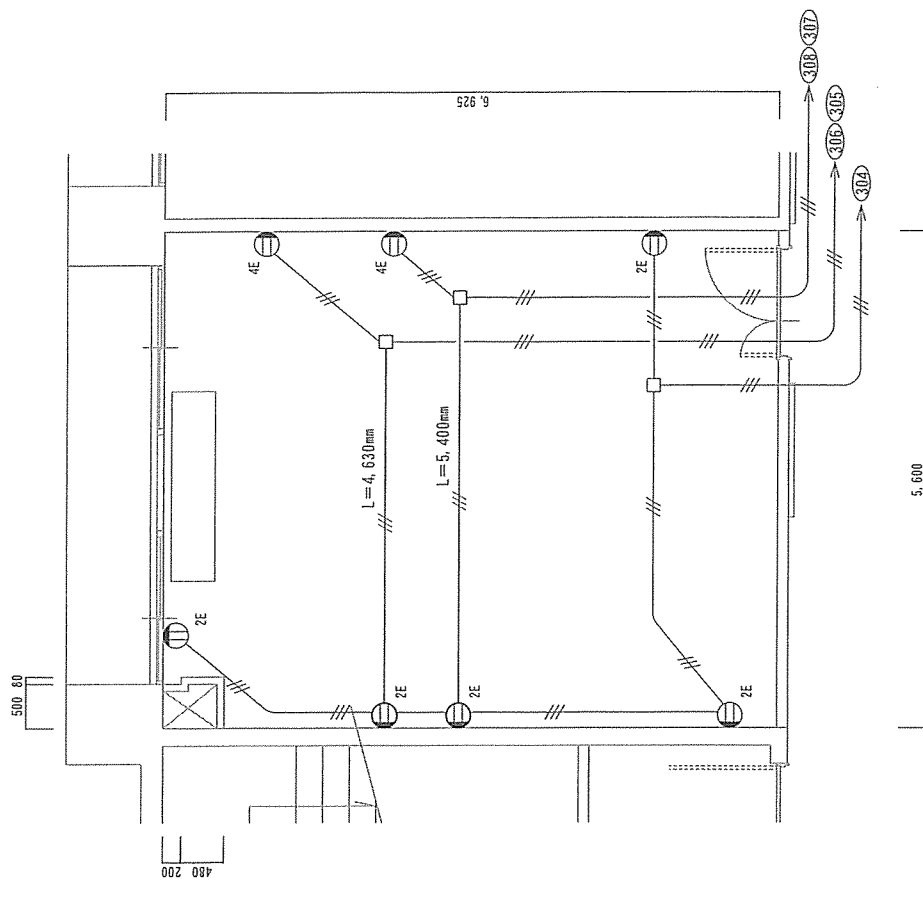
※天井裏への部分ケーブルは支持具等で支持し、直接天井及び機器に乗せないこと
 ※壁裏への部分ケーブルは保護管を施すこと
 ※露出部分ケーブルは別記A1A型を施すこと

居室 (改修後) S=1/60



凡例

種別	記号	項目	数量
再利用	⊕	壁付コンセント 2P15A×2 接地極付	
再利用	---	電源ケーブル	



凡例

種別	記号	項目	数量
新設	⊕	壁付コンセント FL4300 2P15A×2 接地極付	2個
新設	---	電源ケーブル (L=10, 030mm) EM-EEF2.0-3C (突井隠蔽)	10.0m
新設	---	電源ケーブル (L=4, 200mm) EM-EEF2.0-3C (立下り)	4.2m

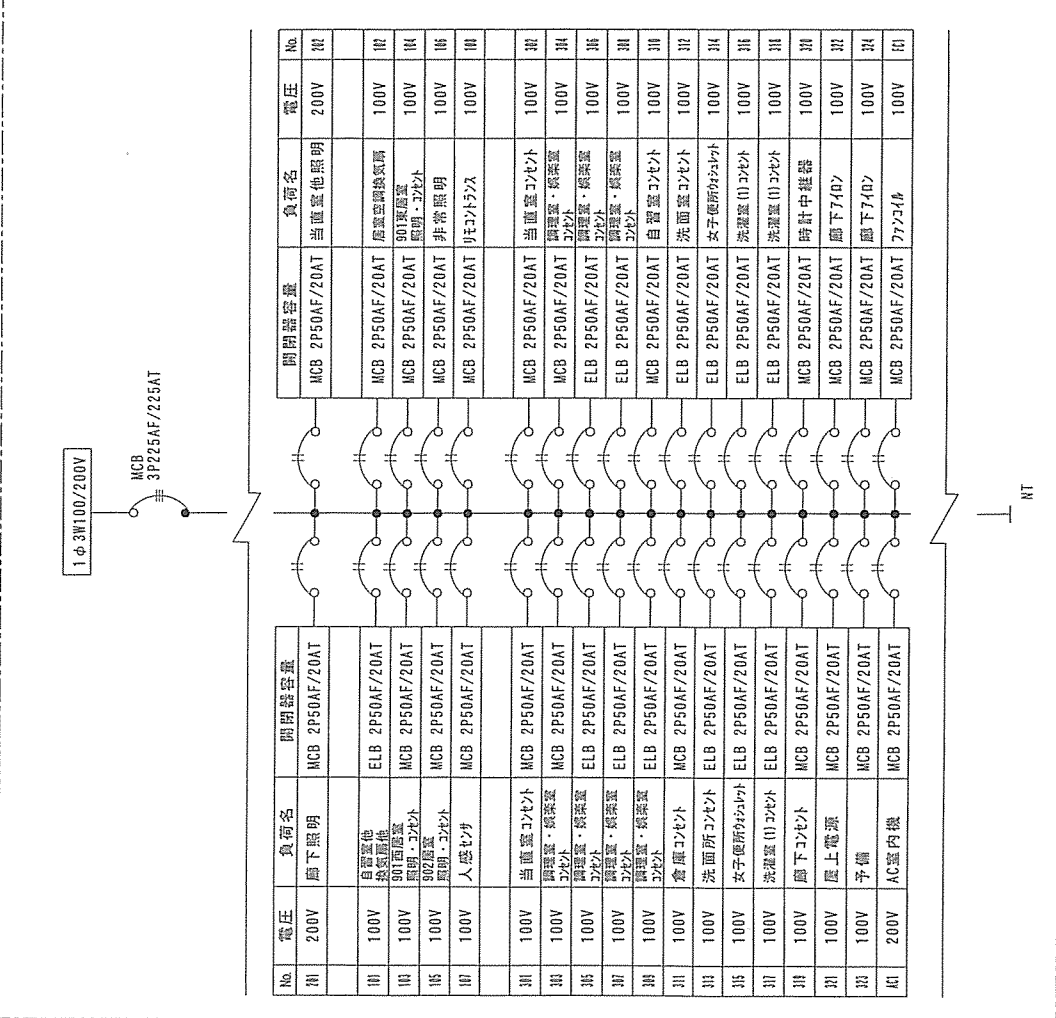
※天井隠ぺい部分ケーブルは支持具等で支持し、直接天井及び機器に乗せないこと
 ※壁隠ぺい部分ケーブルはP管を施すこと
 ※立下り部分ケーブルは防塵・防型を施すこと

娯楽室 (改修前) S=1/60

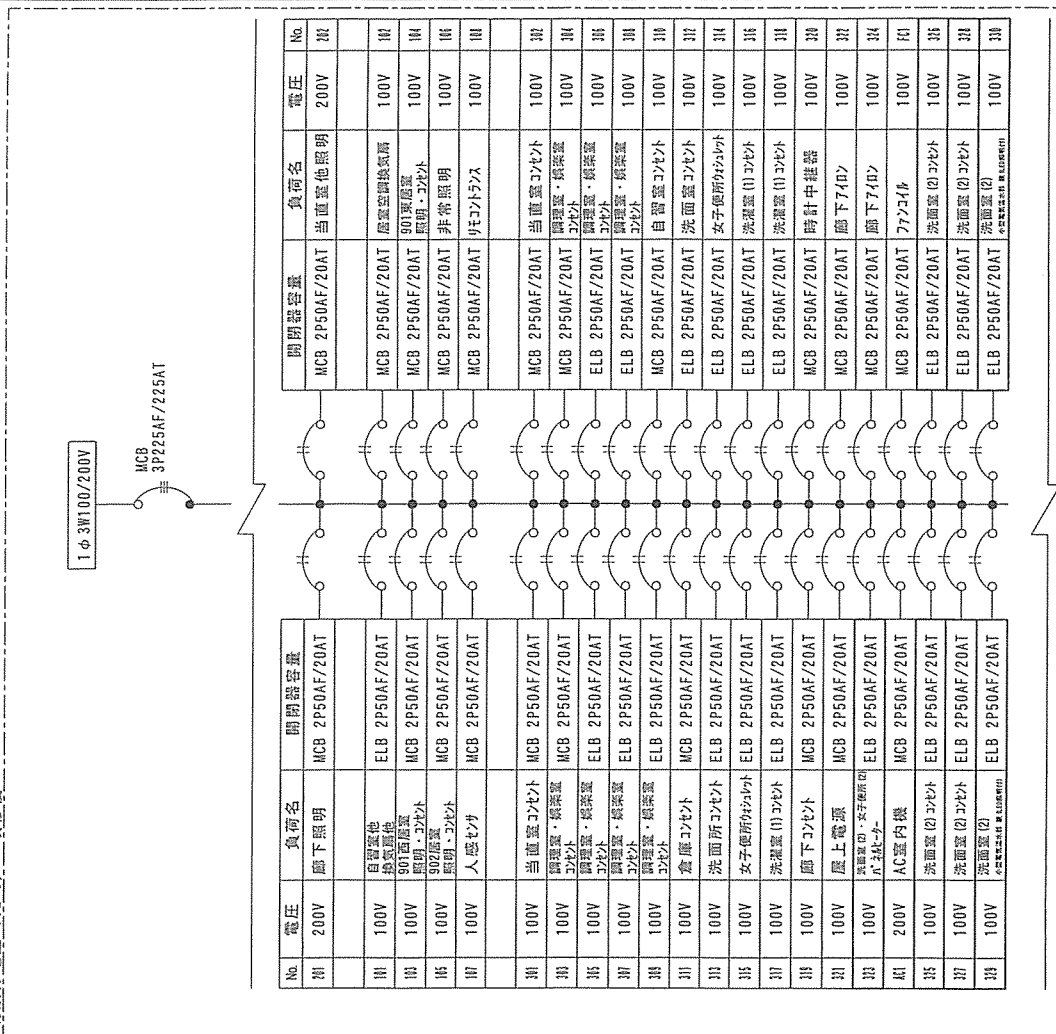
居室 (改修後) S=1/60

洗面室2・女子便所・女子便所2 分電盤図

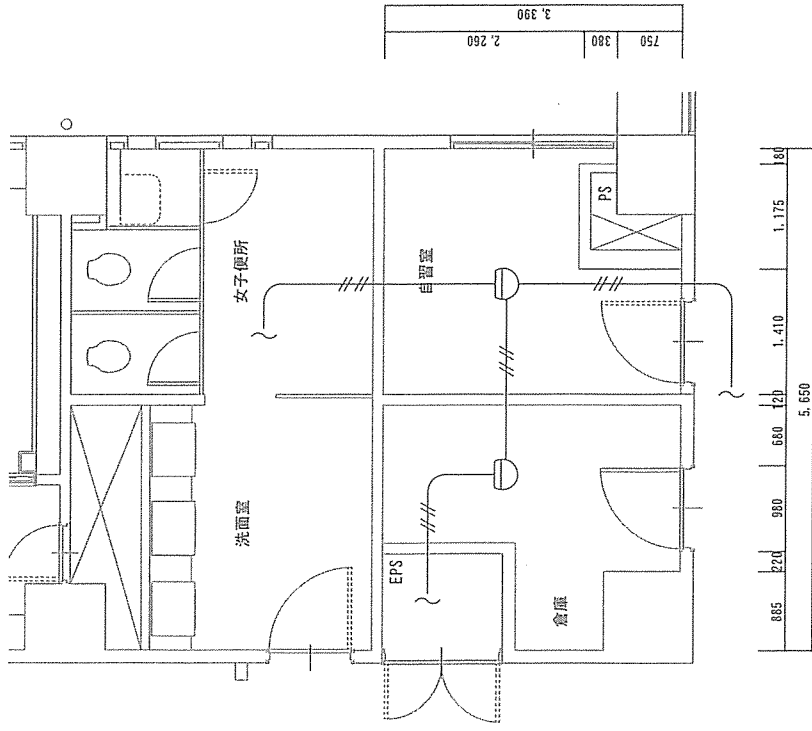
既設分電盤 (8L-3) 改修前



既設分電盤 (8L-3) 改修後



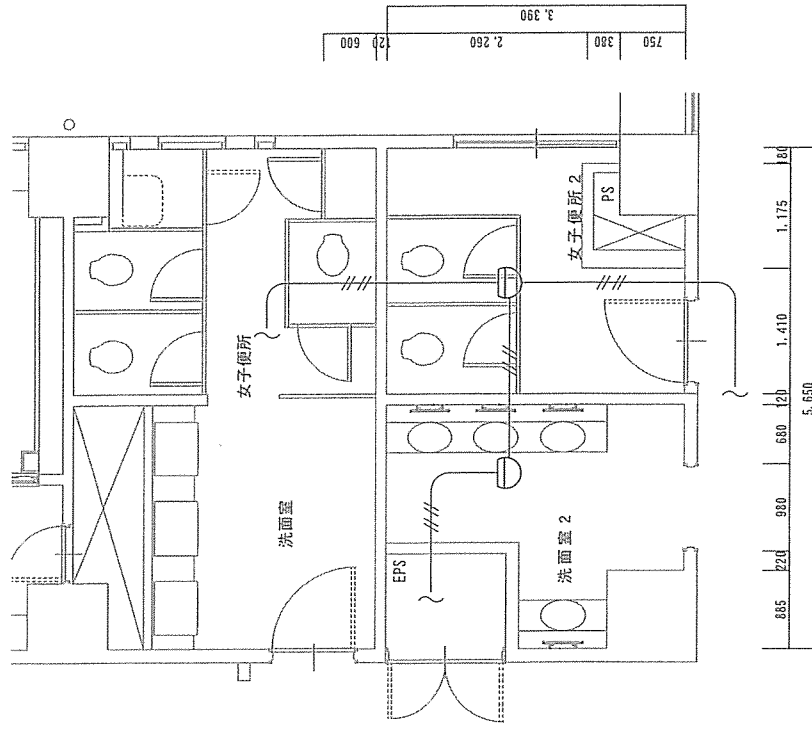
改修内容
 1. No.323をELB 2P50AF/20ATに取替
 2. No.325・326・327・328にELB 2P50AF/20ATを増設
 3. 分電盤を加工しNo.329・330を増設(負荷容量表) ELB 2P50AF/20ATを取付



凡例

種別	記号	項目	数量
撤去	⊖	火災報知器 (差動式)	2台
再利用	≡≡≡	通信ケーブル	

倉庫・自習室 (改修前) S=1/60

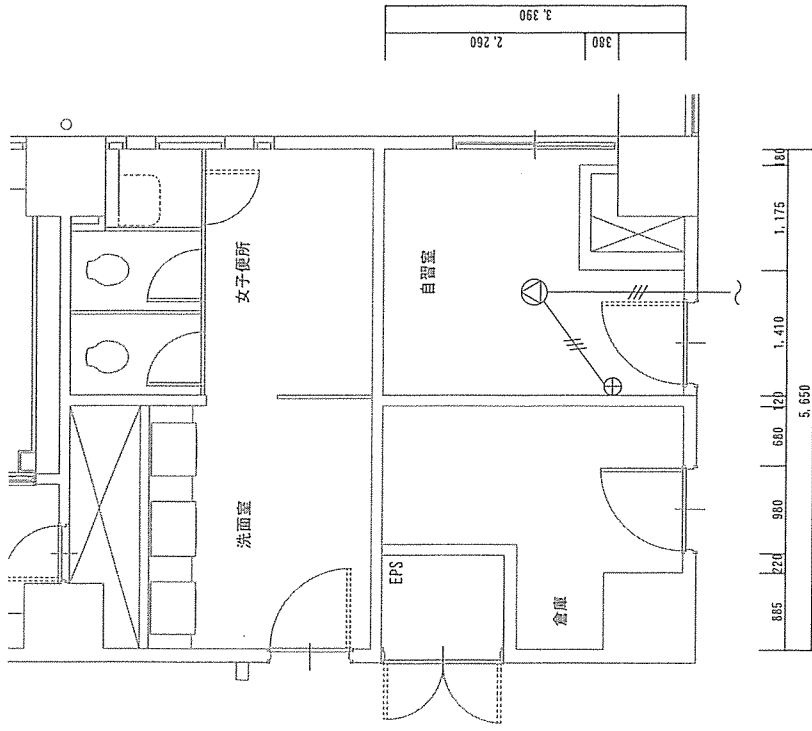


凡例

種別	記号	項目	数量
新設	⊖	火災報知器 (定温式 防水型)	2台
再利用	≡≡≡	通信ケーブル	

※天井配線部分ケーブルは支持具等で支持し、直接天井及び機器に懸せないこと

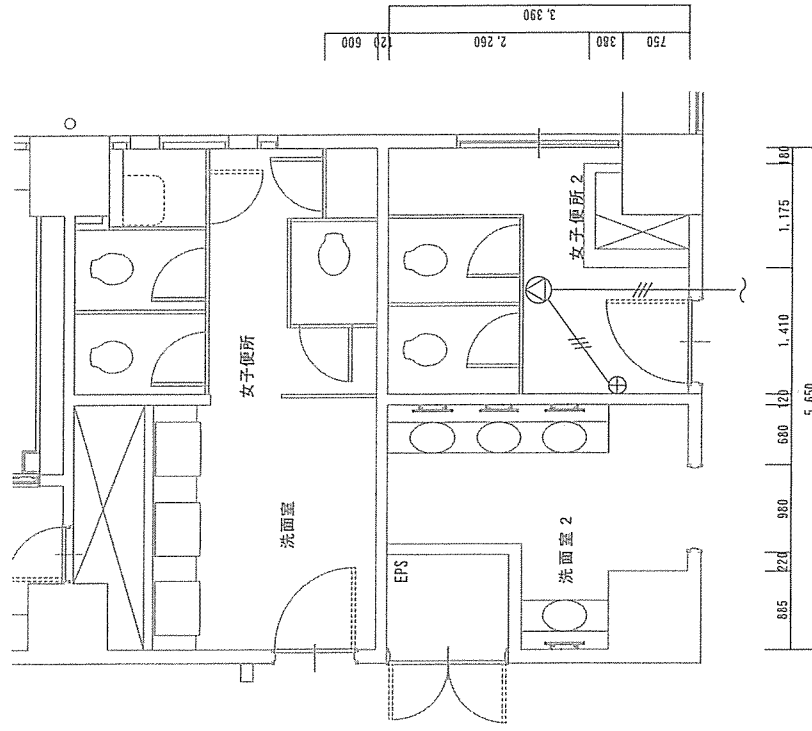
洗面室2・女子便所2 (改修後) S=1/60



凡例

種別	記号	項目	数量
再利用	⊖	ｽﾍﾞｰｶｰ (撤去・再取付)	1台
再利用	⊕	音量調整器	
再利用	///	通信ケーブル	

自習室 (改修前) S=1/60

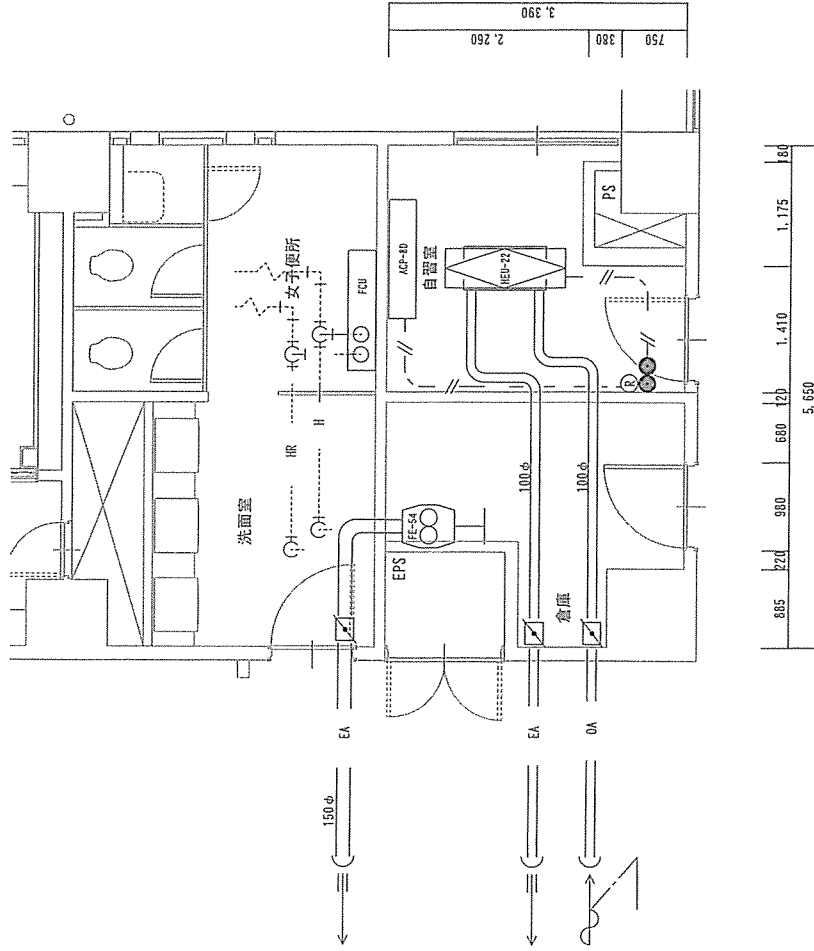


凡例

種別	記号	項目	数量
再利用	⊖	ｽﾍﾞｰｶｰ (撤去・再取付)	1台
再利用	⊕	音量調整器	
再利用	///	通信ケーブル	

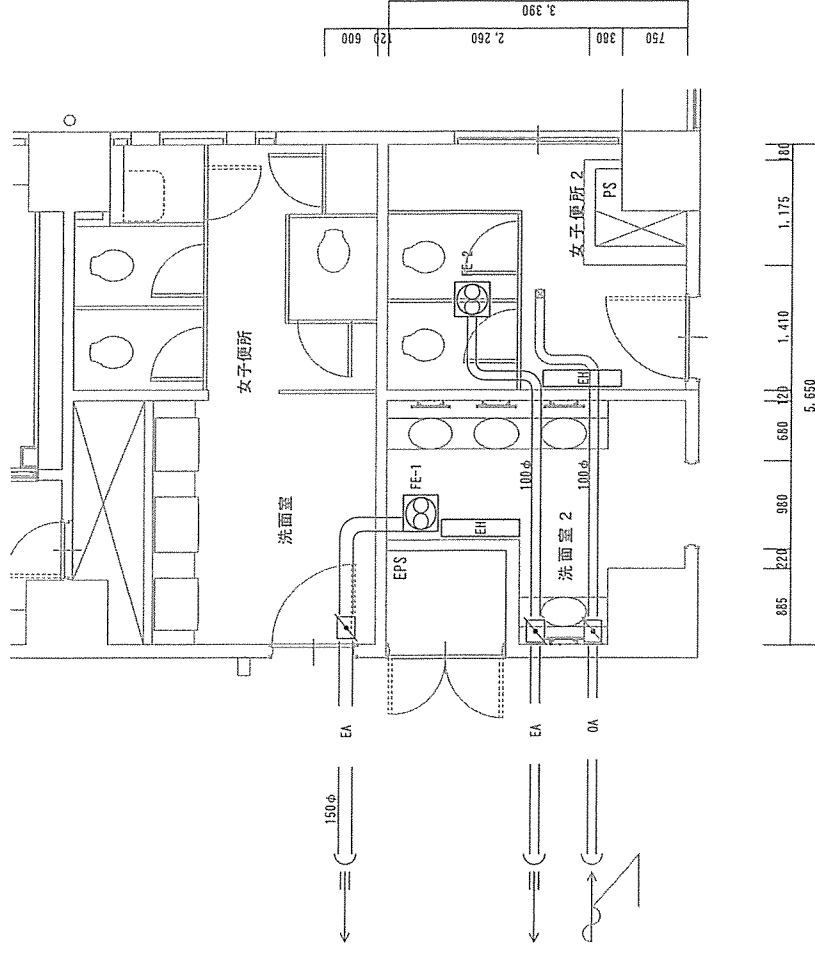
※天井隠ぺい部分ケーブルは支持具等で支持し、直接天井及び機器に乗せないこと

女子便所 2 (改修後) S=1/60



凡例

種別	記号	項目	数量	種別	記号	項目	数量
撤去		排気ファン	1台	撤去		747 (HEU-22)	1個
撤去		全熱交換機	1台	撤去	—//—	操作ファン (L=5,750mm)	5.6m
撤去		壁掛空調機	1台	再利用		防火ダブハ-	
撤去		床置ファンユニット 既設配管閉塞処置共 2箇所	1台	再利用	二EA二	排気ダブハ φ100・φ150	
撤去		床置ファンユニット 既設配管閉塞処置共 2箇所	1台	残置	二OA二	吸気ダブハ φ100 天井内閉塞処置	
撤去		ライト・ブコ (ACP-8D)	1個				



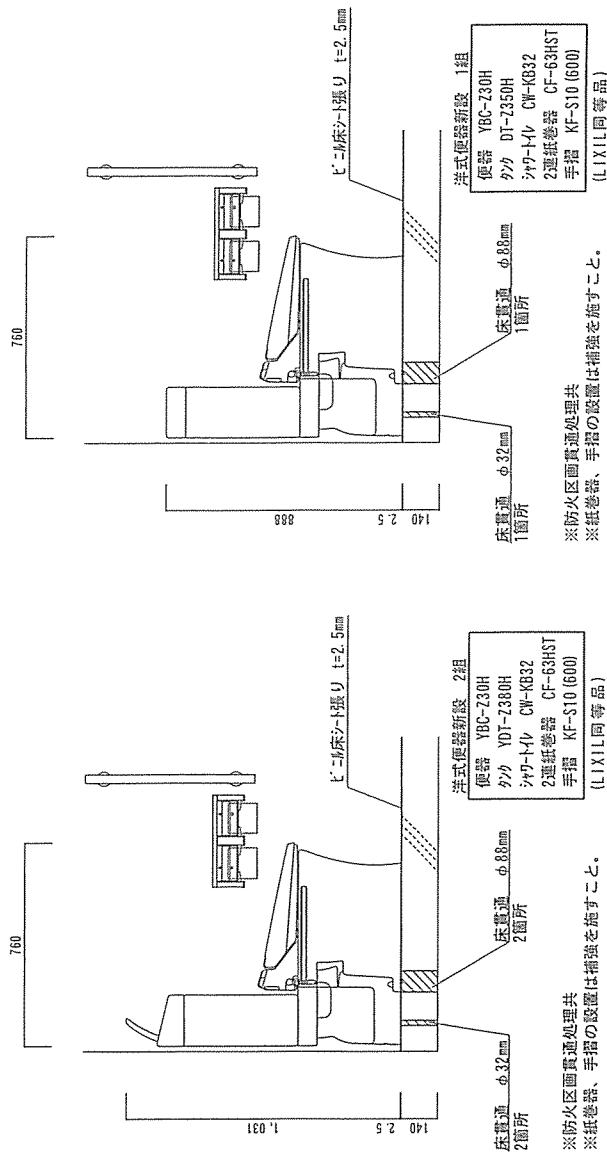
凡例

種別	記号	項目	数量
新設		換気扇 (同等品) 三菱 VD-15ZPC13 外交換ファン付 PZ-N15A	1台
新設		換気扇 (同等品) 三菱 VD-15ZPC13	1台
新設		電気式 4柱ダブハ- (同等品) 例外付外付 NZS-1500	2台
再利用		防火ダブハ-	
再利用	二EA二	排気ダブハ φ100・φ150	

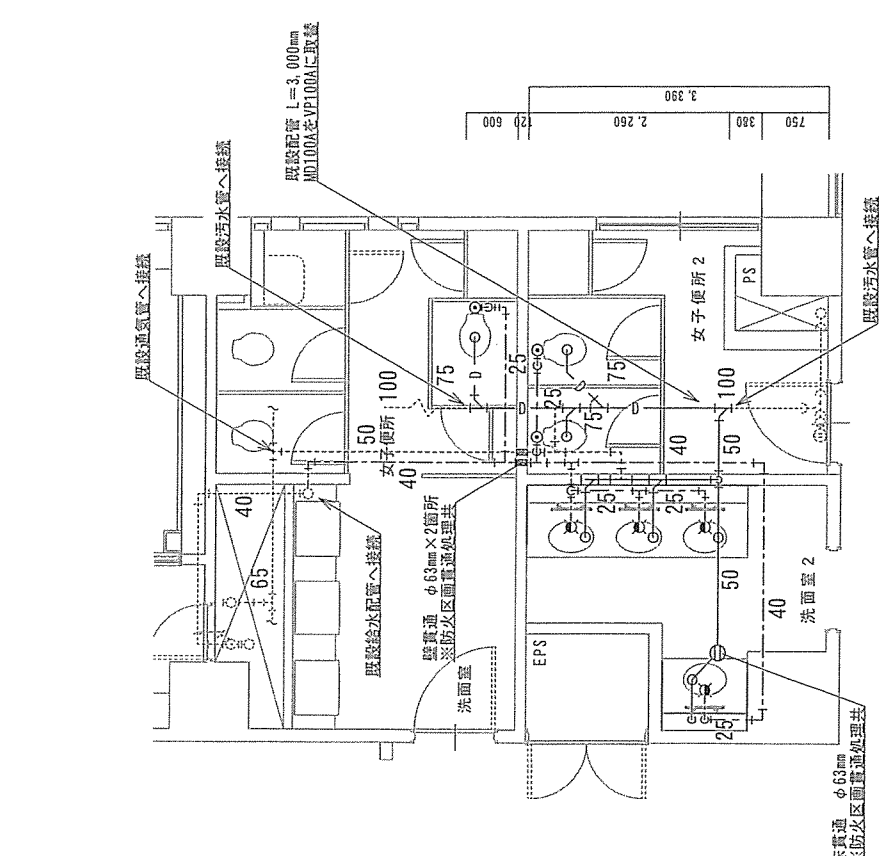
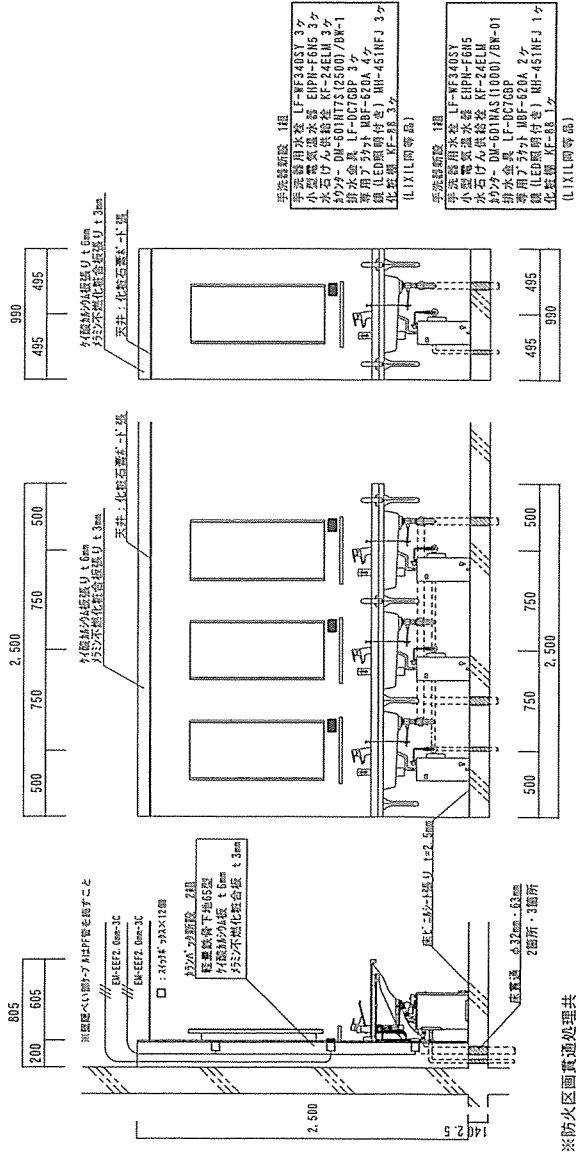
倉庫・自習室・女子便所 (改修前) S=1/60

洗面室2・女子便所2 (改修後) S=1/60

洋式大便器詳細図 S=1/20



カラパッパ・手洗器詳細図 S=1/40



凡例

記号	種別	新設配管口径数量 (m)	管種
---	給水配管	25A 40A 50A 75A 100A	SCP-VB
---	通気配管	10.5 12.5	VP
---	汚水配管	7.4	VP
---	汚水配管	10.2	VP
---	汚水配管	3.1 3.0	VP

記号	種別	撤去配管口径数量 (m)	管種
---	汚水配管	40A 50A 75A 100A	MD
---	汚水配管	3.0	MD
---	汚水配管	0	MD

新設掃除口 50φ
C04-TTP-50

給水・排水・汚水配管の保温は、ガラスウール保温材 (20・25)・7Mがラップで結着りを施すこと。

倉庫・女子便所 (改修後) S=1/60

入札説明書

陸上自衛隊高知駐屯地第419会計隊の高知(05)1号隊庁舎8階内部改修工事に係る入札公告(建設工事)に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和5年7月7日

2 契約担当官等

分任契約担当官陸上自衛隊高知駐屯地第419会計隊長 塩津 幸孝
〒781-5451 高知県香南市香我美町上分3390

3 工事概要

(1) 工事名

高知(05)1号隊庁舎8階内部改修工事

(2) 工事場所

高知県香南市香我美町上分3390 陸上自衛隊高知駐屯地

(3) 工事内容及び工事範囲

別冊図面及び仕様書のとおり。

(4) 工期

令和5年12月22日まで。

(5) 使用する主要な資機材

仕様書のとおり

(6) その他

ア 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

イ 本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は、別添「数量公開の説明書」を参照するものとする。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、「建築一式工事」又は「管工事」で級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること。

(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除

く。)でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級
(資格審査結果通知書の記3の等級)がD等級以上又は「管工事」に係る等級がC等級
以上であること。

(5) 平成18年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡し完了した工事の
うち、建築一式工事を施工した実績を有すること。

(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(契約
担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究
所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛
監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚
長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防
衛装備庁をいう。以下同じ。)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発
注した工事に係るものにあつては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業
者の施工成績評定要領について(施本建第220号(CCP)。13.12.19)に基づく施
工成績評定通知書(以下「施工成績評定通知書」という。)並びに工事成績評定要
領について(施本建第134号(CCP)。19.7.30)、工事成績評定要領について

(経施第4404号。21.3.31)、工事成績評定要領について(防整技第15542号。
27.10.1)又は工事成績評定要領について(防整技第7160号。28.3.31)に基づ
く工事成績評定通知書(以下「工事成績評定通知書」という。)の評定点合計(以
下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除くこと。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用
対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く
こと。

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事は属表第1のと
おりである。

(6) (5)の施工実績が防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)
の発注した工事(平成13年12月25日以降に完成した工事で評定点合計が65点以
上。)の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者
(個別の工事に応じて、工種別に明示すること。)

(7) 次の基準を全て満たす主任技術者(以下「主任技術者等」という。)を当該工事に
兼任で配置できること。

ア 2級建築工事施工管理技師、2級管工事施工管理技師又は同等以上の資格を有
する者

イ 平成18年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である。
(原則、着工から完成まで従事している。)

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施
設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、評定
点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発
注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その
成績が65点未満のものを除く。

ウ 配置予定の主任技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中部防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。以下同じ。）。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることとは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものでない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。）である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 中国四国防衛局管轄区域内(岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、愛媛県、徳島県及び高知県)の市町村に建築工事業の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

5 担当部局

〒781-5451 高知県香南市香我美町上分3390

陸上自衛隊高知駐屯地第419会計隊

担当 井垣

TEL 0887-56-3471(内線348)

FAX 0887-56-3475

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)、(3)及び(5)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア 提出期間

令和5年7月7日から令和5年7月28日まで（行政機関の休日を除く）の毎日午前8時15分から午後5時00分まで。（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 提出方法持参又は郵送等で提出すること。

ウ 提出場所6に同じ。

- (2) 申請書は、属紙第1により作成すること。

- (3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成18年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（属紙第2）」に記載する工事及び「配置予定の技術者（属紙第3）」に記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を、属紙第2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

イ 配置予定の技術者

上記4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、属紙第3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の

技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を属紙第4に記載すること。

エ 契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、申請時に提出された返信用封筒等により、令和5年7月31日までに通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書等に関する問い合わせ先 上記6に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和5年8月2日 午後5時00分

イ 提出場所 上記6に同じ。

ウ 提出方法 書面（様式は自由）を持参するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。

- (2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、令和5年8月4日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出すること。
- ア 提出期間 令和5年7月7日から令和5年8月1日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時00分まで。ただし、持参する場合は正午から午後1時までの間を除く。
 - イ 提出場所 上記6に同じ。
 - ウ 提出方法 書面（様式は自由）により持参又は郵送等することとし、電送によるものは受け付けない。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧にも供する。
- ア 期間令和5年7月7日から令和5年8月22日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時00分まで。
 - イ 場所 上記6に同じ。

9 入札方法等

- (1) 入札書は、持参又は郵送等で提出する。
- (2) 入札書の提出期間、提出場所等
- ア 提出期間
令和5年8月22日（火） 午後5時00分まで（正午から午後1時までの間を除く。）
 - イ 提出場所
上記6に同じ。
 - ウ 提出方法
入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。
また、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するよう発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。
なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。
- (3) 本契約については消費税10%を適用とする。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金免除
- (2) 契約保証金免除。ただし、落札者は、銀行、契約担当官等が确实と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付するものとする。
なお、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の3以上とする。

11 工事費内訳明細書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書の書面を提出しなければならない。
- (2) 工事費内訳明細書の作成方法
 - ア 交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあつては規格・寸法、数量、）単位、単価、金額等を記載したものとする。
 - イ 交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。
 - ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。
- (3) 工事費内訳明細書の提出方法等
 - ア 提出期間 上記9(2)アに同じ。
 - イ 提出方法 上記9(2)ウを参照。
 - ウ 提出場所 上記6に同じ。
- (4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。
- (5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。
- (6) 工事費内訳明細書の確認の結果、属表第2の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。
- (7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。
- (8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。
この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。
- (9) 工事費内訳明細書は参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

12 開札

- (1) 開札の日時及び場所
 - ア 開札日時 令和5年8月24日（木）13時10分

イ 開札場所 陸上自衛隊高知駐屯地第419会計隊入札室

- (2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。
- (4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。
- (5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から連絡する。

13 入札の無効

- (1) 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
 - ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
 - エ 契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時において4に掲げる資格のない者のした入札
- (2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

14 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

15 配置予定監理技術者の確認

病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

16 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

17 支払条件

(1) 前払金等

前払金は、請負金額が300万円以上の場合、前払金保証証書の寄託を条件に、請負金額の10分の4以内の範囲内で応ずる。

(2) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする

18 火災保険付保の要否

要

19 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は8(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(1) 提出期間： 令和5年8月16日まで（行政機関の休日を除く。）

の午前8時15分から午後5時00分までに行うこと。

（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記6に同じ。

20 関連情報を入手するための照会窓口

上記6に同じ。

21 その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守すること。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は7(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

契約担当官陸上自衛隊高知駐屯地
第 4 1 9 会 計 隊 長 塩 津 幸 孝 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

令和 5 年 7 月 7 日 付 け で 入 札 公 告 の あ り ま し た 高 知 (0 5) 1 号 隊 庁 舎 8 階 内 部 改 修 工 事 に 係 る 競 争 参 加 資 格 に つ い て 確 認 さ れ た く、 下 記 の 書 類 を 添 え て 申 請 し ま す。

な お、 予 算 決 算 及 び 会 計 令 (昭 和 2 2 年 勅 令 第 1 6 5 号) 第 7 0 条 の 規 定 に 該 当 す る 者 で ない 事 及 び 添 付 書 類 の 内 容 に つ い て 事 実 と 相 違 と 相 違 ない 事 を 誓 約 し ま す。

記

- 1 入札説明書 6 (3) ア に 定 め る 同 種 の 工 事 の 施 工 実 績 を 記 載 し た 書 面
- 2 入札説明書 6 (3) イ に 定 め る 配 置 予 定 の 技 術 者 の 資 格 等 を 記 載 し た 書 面
- 3 入札説明書 6 (3) エ に 定 め る 契 約 書 の 写 し
- 4 入札説明書 6 (3) ウ に 定 め る 工 程 表 を 記 載 し た 書 面

以 上

注 1) 返 信 用 封 筒 と し て、 表 に 申 請 者 の 住 所 ・ 氏 名 を 記 載 し、 簡 易 書 留 料 金 分 を 加 え た 所 定 の 料 金 の 切 手 を 貼 っ た 長 3 号 封 筒 を 申 請 書 と 併 せ て 提 出 し て 下 さ い。

注 2) 4 項 は 提 出 者 の み 記 載 し て 下 さ い。

同種の工事の施工実績

会社名 _____

工事名称等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	受 注 形 態	
工事概要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使 用 機 材 ・ 数 量	
	施 工 条 件	
	そ の 他	
CORINS登録の有無		有 (CORINS 登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

配置予定の技術者

会社名 _____

項 目		主任技術者
氏 名		
最 終 学 歴		
法令による 資格・免許		
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	従 事 役 職	
	工 事 内 容	
	CORINS 登 録 の 有 無	有 (CORINS登録番号) 無
申請時における 他工事の従 事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	
	従 事 役 職	
	本工事と重複する	
	場合の対応措置	
	CORINS 登 録 の 有 無	有 (CORINS登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
 「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
 「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

標準競争参加資格確認申請書作成要領

高知（05）1号隊庁舎8階内部改修工事に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき「一般競争参加資格確認申請書」「同種の工事の施工実績」「配置予定の技術者」を作成の上、各1部提出して下さい。また、「同種の施工実績」が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した者については、「工程管理に対する技術的所見」を作成の上、1部提出して下さい。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

1 一般競争参加資格確認申請書

- (1) 住所、商号又は名称及び代表者名等を記載するとともに、代表者印等を必ず押印の上申請して下さい。
- (2) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼付した長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

2 同種の工事の施工実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が20%以上とする。）として施工実績のある同種の工事について記載して下さい。

- (1) 同種の工事とは次の事項を全て満足するものをいいます。

（・建物用途：）

・建築一式工事又は管工事

- (2) 記載する工事は、平成18年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを1件記載して下さい。

なお、同種工事との判断が難しい場合は3件程度まで記載されても可とします。

- (3) 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13.12.19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という）並びに工事成績。評定要領について（施本建第134号（CCP）。19.7.30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21.3.31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27.10.1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28.3.31）に基づく工事成績評定通知書「（以下「評定通知書」という。）の写しを添付して下さい。なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出

て下さい。

- (4) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (5) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (6) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (7) 「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は、当該企業体の名称と出資比率を記載して下さい。
- (8) 「工事概要」は、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工条件についてそれぞれ簡潔に記載して下さい。
- (9) 「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。

3 配置予定の技術者

貴社が本工事を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者を記載して下さい。

- (1) 予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする事は差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行って下さい。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがあります。

入札後、落札者決定までの期間（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第86条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行って下さい。

この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

- (2) 「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載して下さい。
- (3) 「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者として配置を予定されている者が取得している資格等（二級建築士等）を適宜記載して下さい。

なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載して下さい。

- (4) 「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、平成13年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを記載して下さい。
- (5) 記載する工事が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、評定通知書の写しを添付して下さい。

なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。

- (6) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (7) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (8) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (9) 「従事役職」は、当該工事に技術者として従事した役職名を記載して下さい。
- (10) 「工事内容」は、当該工事の構造形式、規模等を簡潔に記載して下さい。
- (11) 「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。
- (12) 「申請時における他工事の従事状況等」は、従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載して下さい。
- (13) 「本工事と重複する場合の対応措置」は、申請時において他工事に従事している場合は、対応措置を記載して下さい。

4 工程管理に対する技術的所見

- (1) 本工事の図面及び仕様書等に基づき可能な範囲で、工事施工に関する工程表を作成して下さい。
- (2) 工程表に記載する内容は、主要となる項目と数量及びその概略工程とします。
- (3) 作成した工程表を基に、工程管理に対する技術的所見を記載して下さい。

5 提出場所、提出方法及び提出期間

- (1) 提出場所
〒781-5451高知県香南市香我美町上分3390
陸上自衛隊高知駐屯地第419会計隊契約班
- (2) 提出方法
持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）するものとし、電送によるものは受け付けません。
- (3) 提出期間
令和5年7月7日から令和5年7月28日午前8時15分から午後5時00分まで。ただし、正午から午後1時までの間は受付を行っていませんので注意して下さい。

6 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、提出期限の日をもって行い、その結果は令和5年7月31日までに書面により通知します。

7 競争参加資格がないと認められた方に対する理由の説明について

- (1) 競争参加資格がないと認められその旨通知された方は、その理由について説明を求めることができます。
- (2) (1)の説明を求める場合には、令和5年8月2日午後5時00分までに持参により提出して下さい。ただし、正午から午後1時までの間は受付を行っていませんので注意して下さい。

書面の提出先

〒781-5451 高知県香南市香我美町上分3390

陸上自衛隊高知駐屯地第419会計隊契約班

担当 井垣

TEL 0887-56-3471 (内線348)

- (3) 説明を求められたときは、令和5年8月4日までに、説明を求めた者に対して、回答書面を送付します。

8 その他

- (1) 資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。
- (3) 提出された資料は、返却いたしません。
- (4) 提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 資料提出に関する問い合わせ先

担当 井垣

0887-56-3471 (内線348)

数量公開の説明書

1 提供方法

数量書の提供は、全ての者に対し、図面等の交付と同時に行うものとする。

2 数量書に対する質問等

数量書に対する質問の提出は、原則として、入札心得書に記載された「入札説明書に対する質問」又は「図面、仕様書、現場説明書等に対する質問」の取扱いに準じて行うものとする。

質問書は、入札説明書等に対する質問書とは区別して提出するものとする。

なお、数量の差異等に係わる質問は、根拠資料も併せて提出するものとする。

質問に対する回答については、入札説明書等に対する質問の回答書とは、別に回答する。

3 数量書の数量及び構成

(1) 数量の算出は、次の基準により算出している。

ア 建築工事

「公共建築数量積算基準（平成 29 年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 土木工事

「土木工事数量調書作成の手引き（平成 30 年 10 月）整備計画局施設技術管理官制定」

ウ 電気設備工事・機械設備工事

「公共建築設備数量積算基準（平成 29 年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

「防衛施設設備積算要領（令和 2 年 10 月）整備計画局施設技術管理官制定」

エ 通信工事

「防衛施設設備積算要領（令和 2 年 10 月）整備計画局施設技術管理官制定」

「通信工事積算要領（令和 2 年 10 月）整備計画局施設技術管理官制定」

(2) 数量書の様式は、次の書式を参考としている。

ア 建築工事

「公共建築工事内訳書標準書式（平成 30 年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 電気設備工事・機械設備工事・通信工事

「公共建築設備工事内訳書標準書式（平成 30 年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

以上